

平成19年度
全国児童相談所長会議

厚生労働省

平成19年7月11日～12日

《全国児童相談所長会議日程》

1 日 時 平成 19 年 7 月 11 日 (水) 12:30~17:00 厚生労働省行政説明他
 平成 19 年 7 月 12 日 (木) 9:30~15:30 全児相総会・全体協議会

2 会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

7月11日 (水)		7月12日 (木)	
		9:00	受 付
		9:30	総 会
		10:20	(休憩)
		10:30	全体協議会 テーマ「児童相談所と市町村との連携」 ～児童虐待を中心に～ 基調講演「児童相談所と市町村との協力・連携の実 態調査から見えるもの」 講師 安部 計彦 (西南学院大学准教授)
		12:00	(昼食休憩)
12:10	受 付	13:00	シンポジウム テーマ「児童相談所と市町村との連携」 ～虐待防止に向けた新たな体制作りのために～ コーディネーター 加藤 曜子 (流通科学大学教授) シンポジスト 佐藤 正史 (埼玉県中央児童相談所福所長) 高橋 敬 (福島市健康福祉部児童福祉課福住査) 中板 育美 (国立保健医療科学院主任研究官) 峯本 耕治 (大阪市長野法律事務所弁護士)
12:30	開会挨拶		
12:40	行政説明 ・総括説明		
13:00	・児童虐待防止法の改正について		
14:00	・警察と児相との連携について		
14:15	・少年法の改正について		
14:45	・子ども虐待による死亡事例検証 委員会の報告書(提言)について		
15:00	(休憩)		
15:10	その他		
15:40	各自治体の先駆的事例の紹介 ・「児童福祉司のコンピテンシー モデル」 東京都 中林 久人 ・「性的虐待への取組み」 大阪府 山本 恒雄	15:00	終 了
16:10			
16:40	質疑応答		
17:00	終了		

資料目次

〔行政説明〕

- 1 児童虐待防止対策の動向について 1
- 2 児童虐待防止法等の改正等について
 - ・ 児童虐待防止法等の改正について 45
 - ・ 警察と児童相談所との連携について 90
- 3 少年法の改正について 91
- 4 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 121
- 5 児童虐待防止に係る広報啓発（オレンジリボン・キャンペーン）の取組について 209
- 6 その他
 - (1) 児童虐待相談対応件数について 215
 - (2) 児童虐待防止体制の状況について 219
 - ①児童相談所関係
 - ・ 児童相談所一覧
 - ・ 児童福祉司数・児童心理司数
 - ・ 虐待・非行専従組織
 - ②生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業について
 - (3) 出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について 282
 - (4) 児童相談所における安全確認を行う際の「時間ルール」の記載内容について 286
 - (5) 転居ケースへの対応強化について 292
 - (6) 児童相談所の一時保護施設における教員OB等の配置について 296
 - (7) 平成19年度児童相談所及び市町村関係機関表彰制度について（案） 300
 - (8) 平成19年度児童相談所職員等を対象とした研修一覧等 308

〔各自治体の先駆的事例の紹介〕

- 1 児童福祉司のコンピテンシーモデル（東京都） 314
- 2 性的虐待への取組（大阪府） 330

〔行政説明 追加資料〕

少年法の改正 340

児童相談所における保健師の活用 345

追加資料

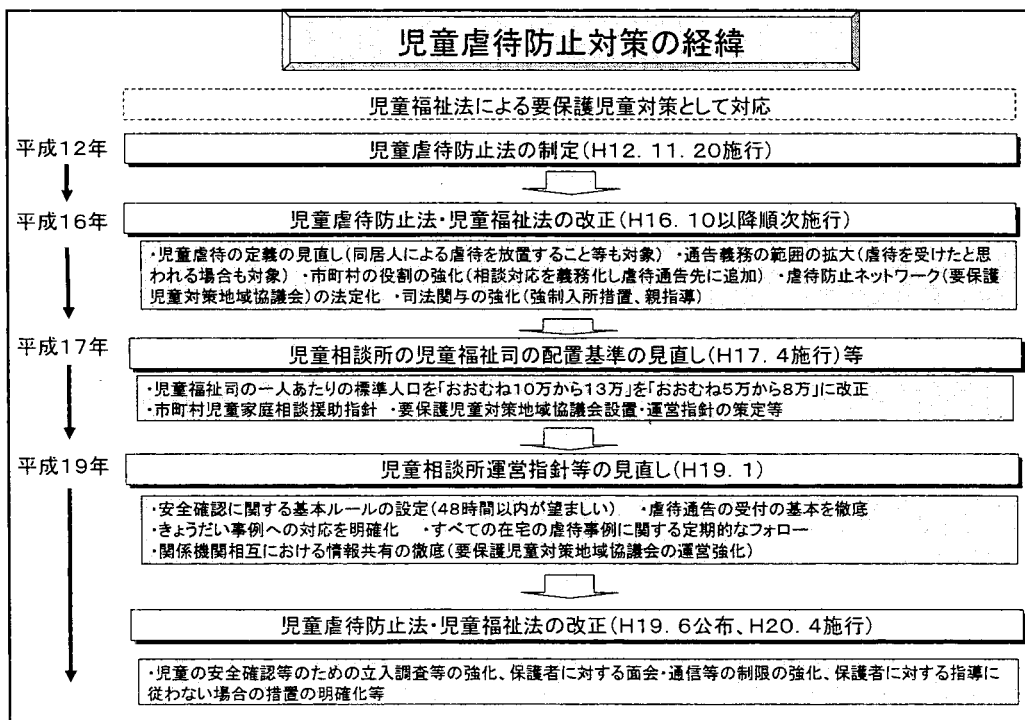
3. 少年法の改正について【追加資料】……………339

児童相談所における保健師の活用

・保健所における児童虐待防止の取組について……………345

1 児童虐待防止対策の動向について

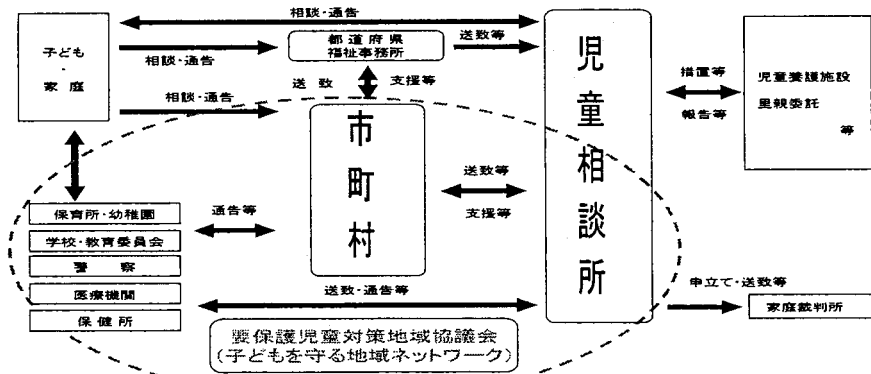
児童虐待防止対策の動向



地域における児童虐待防止のシステム

○従来の児童虐待防止対策は、「児童相談所」のみで対応する仕組みであったが、前回の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待通告の通告先となり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。

○現在、各市町村単位で、要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置が進められているところ。（平成19年3月末日現在、約85%が設置見込み）



児童虐待防止対策の現状

年 度	児童相談所数	児童福祉司数	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)設置割合	虐待相談対応件数(児童相談所)
	(か所)	(人)	(%)	(件)
平成12年度	174 (1.00)	1,313 (1.00)	-	17,725 (1.00)
平成13年度	175 (1.01)	1,480 (1.13)	15.6% (1.00)	23,274 (1.31)
平成14年度	180 (1.03)	1,627 (1.24)	21.7% (1.39)	23,738 (1.34)
平成15年度	182 (1.05)	1,733 (1.32)	30.1% (1.93)	26,569 (1.50)
平成16年度	182 (1.05)	1,813 (1.38)	39.8% (2.55)	33,408 (1.88)
平成17年度	187 (1.07)	1,989 (1.51)	51.0% (3.27)	34,472 (1.94)
平成18年度	191 (1.10)	2,139 (1.64)	69.0% (4.42)	37,343 (2.11)
平成19年度	196 (1.13)	2,263 (1.72)	85.1% (5.46)	-

*()内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)(なお、要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)設置割合は、平成13年度を1.00とした指数(伸び率))

* 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)設置割合については、平成17年度までは6月1日現在、平成18年度は4月1日現在の割合。

* 平成18年度の虐待相談対応件数及び平成19年度の児童福祉司数は速報値、また要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)設置割合については、平成18年度末見込。

市町村における児童家庭相談体制の状況(都道府県別)

○要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

	協議会(ネットワーク)設置済み市町村の割合	平成19年3月31日現在(見込み)		平成18年4月1日現在			
		割合	数	割合	数		
100%	16 (34.1%)	北海道	86.1%	83.9%	滋賀県	100.0%	100.0%
80%~99%	15 (31.9%)	青森県	69.8%	37.5%	京都府	76.9%	57.1%
60%~79%	15 (31.9%)	岩手県	100.0%	60.0%	大阪府	100.0%	100.0%
40%~59%	1 (2.1%)	宮城県	97.2%	86.1%	兵庫県	100.0%	85.4%
20%~39%	0 (0.0%)	秋田県	64.0%	32.0%	奈良県	64.1%	59.0%
0%~19%	0 (0.0%)	山形県	100.0%	100.0%	和歌山県	73.3%	60.0%
		福島県	75.0%	26.2%	鳥取県	94.7%	84.2%
		茨城県	90.9%	56.8%	島根県	100.0%	81.0%
		栃木県	96.6%	54.5%	岡山県	92.0%	65.5%
		群馬県	68.4%	56.4%	広島県	100.0%	65.2%
		埼玉県	100.0%	95.8%	山口県	81.8%	77.3%
		千葉県	100.0%	73.2%	徳島県	95.8%	91.7%
		東京都	77.4%	69.4%	香川県	88.2%	76.5%
		神奈川県	100.0%	100.0%	愛媛県	90.0%	40.0%
		新潟県	68.6%	60.0%	高知県	65.7%	54.3%
		富山県	86.7%	86.7%	福岡県	58.5%	39.1%
		石川県	100.0%	84.2%	佐賀県	65.2%	52.2%
		福井県	100.0%	100.0%	長崎県	91.3%	60.9%
		山梨県	96.4%	75.9%	熊本県	95.8%	77.1%
		長野県	64.2%	40.7%	大分県	100.0%	72.2%
		岐阜県	100.0%	100.0%	宮崎県	67.7%	45.2%
		静岡県	95.2%	92.9%	鹿児島県	63.3%	49.0%
		愛知県	100.0%	87.3%	沖縄県	65.9%	43.9%
		三重県	100.0%	62.1%	全国	85.1%	69.0%

児童虐待防止対策の強化に向けて

児童虐待防止対策については、その一層の強化を図るため、

- ①補正予算や地方財政措置を含めた財政支援を通じた児童相談所や市町村の体制の整備
- ②最近の死亡事例等を踏まえた児童相談所運営指針等の見直し
- ③超党派議員により検討が進められてきた児童虐待防止法の見直しを行ったところ。

体制の整備

1 児童相談所の体制整備

- (1) 児童福祉司の充実(人口170万人規模で25人→28人)
- (2) 迅速対応に向けた車輛整備
- (3) 一時保護所の充実(一時保護施設等緊急整備計画の策定、警備設備や居住環境改善)
- (4) 24時間365日対応や弁護士費用等に関する補助基準の改善

2 市町村(要保護児童対策地域協議会)の強化

- (1) 平成18年度中に地域協議会を前倒し設置した場合に設備費を補助
- (2) 19年度予算において、都道府県が地域協議会に児童相談所OB等を派遣・配置
- (3) 19年度の地方財政措置において、「地域協議会の機能強化など児童虐待対策の充実」を含めた少子化対策分を大幅に増額

※地方財政措置(地域の子育て支援のための措置)

[平成18年度] [平成19年度]

人口10万人規模(標準団体) 2,500万円 ⇒ 5,500万円

一時保護施設等緊急整備計画

急増する一時保護

	平成12年度	平成17年度
1人当たり 所内保護日数	17.4日	24.3日
委託人数	4,465人	6,280人

- 平均入所率(18年4月~12月)が100%超の施設が約1割
- 幼児と中高生、被虐待児と非行児を同一環境でケア

緊急整備計画の策定

- 定員を超える状況にある一時保護施設を有する自治体は、平成19年6月末までに緊急整備計画を策定
- 遅くとも平成21年度末までに一時保護施設の定員不足状態を解消

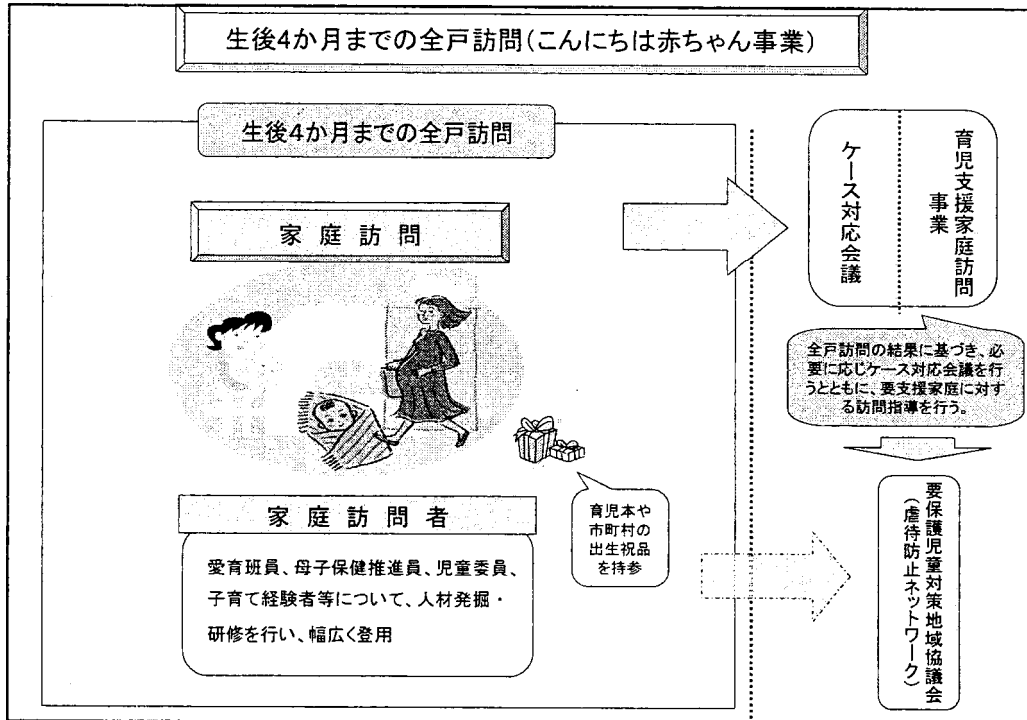
- 策定を行う自治体への特例措置
 - ・ハード交付金の優先採択
 - ・緊急整備期間中に限り、児童養護施設等において認可定員超過による一時保護を容認
- 定員を超える日数が60日以上の一時的保護施設を有する自治体
 - ・ハード交付金、事業費(一時保護・24時間365日)補助について緊急整備計画の策定を条件

緊急整備計画の策定状況 (平成19年6月末現在)

- 緊急整備計画策定自治体 …… 19自治体(64自治体中)
- 平成21年度末までの定員不足解消計画 …… 677名分の増員計画
 - ・ 一時保護施設194名 ・ 児童養護施設 351名 ・ 里親関係40名 ・ その他92名

児童虐待防止対策の強化について

	法改正による対応	法改正以外による対応 (○: 予算等 ●: 運用見直し)
発生予防		<ul style="list-style-type: none"> ○ 生後4か月までの全戸訪問事業(「こんにちは赤ちゃん事業」)の創設 ○ 地域子育て支援拠点の拡充
早期発見 早期対応	<p>[安全確認等の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待通報を受けた際の児童相談所等の安全確認の義務化 ・ 市町村等が立入調査・一時保護の実施が適当と判断した場合の児童相談所長等への通知を制度化 ・ 安全確認に関する保護者に対する出頭要求の制度化 ・ 立入調査を拒否、かつ、重ねての出頭要求に応じない場合の罰則等を伴う立入調査の創設 ・ 立入調査拒否の罰金額引き上げ(30万円以下→50万円以下) ・ 国及び地方公共団体が重大な虐待事例の分析を行うことを義務化 <p>[市町村の機能強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)設置の努力義務化 <p>[情報共有の徹底]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体間で児童虐待に関連する必要な情報を利用提供できる旨を明確化 	<p>[通告受理、安全確認等の基本ルールの徹底]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 虐待情報は全て通告として受理・記録し、緊急受理会議を開催する旨を徹底 ● 48時間以内に直接目視での安全確認を実施するようルール化 ● きょうだい事例はハイリスクケースとして、積極的対応を講じる旨を明確化 ● 児童相談所が担当する在宅虐待事例は全て定期的に状況を会議で検討 <p>[児童相談所の体制整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司の充実(人口170万人規模で25人→28人) ○ 一時保護所の充実(一時保護施設等緊急整備計画) <p>[市町村の機能強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が児童相談所08等を地域協議会へ派遣・配置 ○ 地域協議会の機能強化等のための地方財政措置の充実 <p>[情報共有の徹底]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所による地域協議会への必要な情報提供の義務化 ● 地域協議会において、全ての虐待事例の進行管理台帳を作成し、状況等を定期的に確認する仕組みを導入
保護・支援	<p>[面会通信制限等の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への面会通信制限を一時保護等にも拡大 ・ 強制入所措置を行った場合の保護者に対する児童への接近禁止命令(罰則付き)の創設 <p>[保護者が指導に従わない場合の措置の明確化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者指導に係る勧告に従わない場合において、一時保護、施設入所措置、親権喪失宣告の請求等を行うことを明確化 <p>[児童相談所長による親権の行使]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所長が、未成年後見人が選任される等までの間、親権を行使できる制度を創設 	<p>[施設退所後の支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設を退所する児童の就職、住居の賃借の際の施設長による身元保証制度を創設



児童相談所運営指針等の改正の概要

虐待通告の受付の基本を徹底

- 虐待に関する情報については、すべて虐待通告として受理し、記録票に留めた上で緊急受理会議を開催することを徹底。

安全確認に関する基本ルールを設定

- 児童相談所の虐待対応において、直接目視による安全確認を行う時間ルールを設定し、48時間以内が望ましい旨を明記。
- 市町村から児童相談所に対して、立入調査や一時保護の実施に関し、通知できる仕組みを導入。

「きょうだい」事例への対応を明確化

- 児童記録票は、世帯単位ではなく、相談を受理した子どもごとに作成。
- 「きょうだい」事例の場合、ハイリスク家庭として対応することを徹底。虐待の兆候が認められた場合には、一時保護の実施を含めた積極的な対応を検討することを明確化。

すべての在宅の虐待事例に関する定期的なフォロー

- 児童相談所が担当している在宅の虐待事例については、すべてのケースについて、定期的に現在の状況を会議で検討。

関係機関相互における情報共有の徹底(要保護児童対策地域協議会の運営強化)

- 児童相談所は、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、市町村及び要保護児童対策地域協議会への提供を義務づけ。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関が、すべての虐待事例について進行管理台帳を作成。実務者会議等の場において、定期的に(3か月に1度程度)、状況確認、主担当機関の確認、援助方針等について、チェックする仕組みを導入。

児童虐待への対応における警察との連携について

(平成18年9月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知(抄))

1 警察に対する援助要請について

児童虐待防止に当たっては警察との連携が重要であること。特に、立入調査、一時保護に際しては、児童の安全の確認及び確保に万全を期する観点から必要があると認めるときは、警察に同行等の援助要請を行い、相互連携による対応を行うこと。

2 警察との情報交換等について

要保護児童対策地域協議会等の構成員として、積極的に警察の参加を求めるとともに、現に取り扱っている個別事例に関し、警察との情報交換や意見交換を積極的に行い、適時適切な対応を行うこと。

また、一時保護や施設入所措置後の児童や保護者の状況についても警察との綿密な情報交換がなされるよう連携を強化すること。

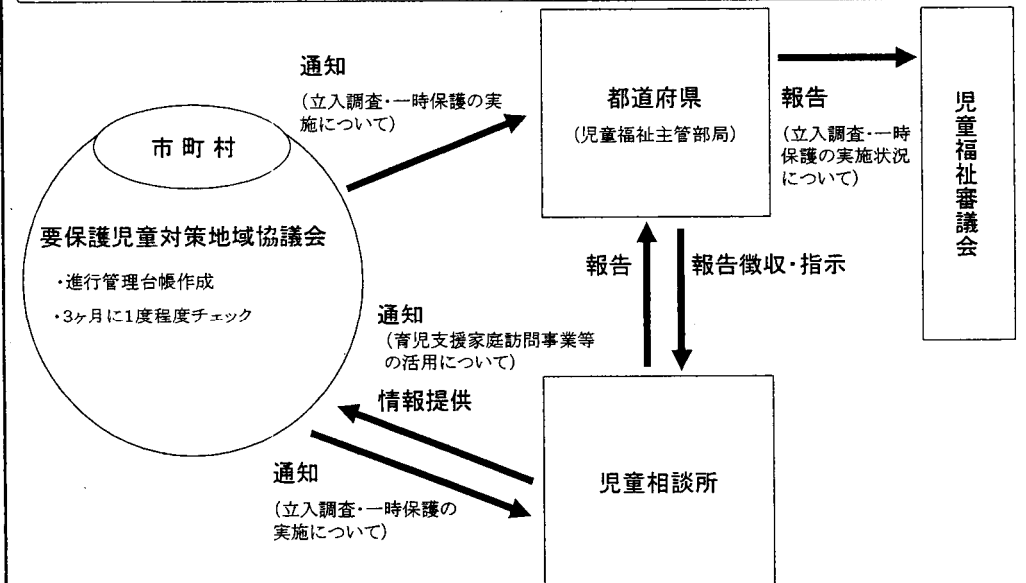
3 警察の事情聴取における児童相談所の対応について

児童相談所が一時保護等を行っている児童に対し、警察が事情聴取を求めてきた場合には適切に協力を行うこと。

その際、当該事情聴取が児童に与える影響に鑑み、児童の成長・発達状況や心身の負担に留意し、事情聴取の時期・方法等について警察と十分相談すること。

児童虐待に関する児童相談所と市町村等との連携等について

○児童相談所と市町村等の連携の強化を図るとともに、児童虐待対応に関する都道府県児童福祉主管部局の関与を強化することにより、迅速かつ確実な立入調査・一時保護の実施を確保。



社会的養護体制の在り方の検討

○本年2月に

「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」
(座長: 柏女霊峰 淑徳大学教授)を設置

○主な検討課題

- (1) 我が国の社会的養護の現状と課題
- (2) 今後の社会的養護の基本的方向
- (3) 要保護児童の増加に対応した具体的施策
- (4) 養護ニーズの多様化・高度化を踏まえた社会的養護の質の向上に向けた具体的施策
- (5) 児童の権利擁護の強化に向けた具体的施策

現行の社会的養護体制の充実に向けた具体的な施策 (今後目指すべき社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめより)

○ 社会的養護の質の向上に向けた具体的施策

- ① 家庭的養護の拡充
里親委託の推進、小規模グループ形態の住居・施設の検討、施設におけるケア単位の小規模化・地域化をさらに推進
- ② 地域資源の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの拡充
地域全体で子どもの養育を支える地域ネットワークを拡充
- ③ 施設機能の見直し
・家庭的養護の拡充を進めていく中で、個々の子どもの課題を的確に捉えて子どもに対して最も適切な支援を実施できるような施設体系のあり方の検討
・当面の対応として各施設の機能強化の推進
- ④ 年長児童の自立支援
就労や進学への支援など年長児童の自立支援のための取組の拡充
- ⑤ 社会的養護を担う人材の確保と資質の向上
支援の質の向上を図るため、これを担う職員の確保及び専門性の確保のための方策の検討
- ⑥ 科学的根拠に基づくケアの方法論の構築
子どもに必要な支援に関するアセスメント手法や支援の実践方法の確立のための研究助成のあり方について検討

○ 児童の権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた具体的施策

施設内虐待の防止等を図るため、子どもの権利擁護とケアの質の確保を図る仕組みの検討

○ 社会的養護を必要とする子どもの増加に対応した社会的養護体制の拡充方策

都道府県等において整備目標も含めた整備計画を策定し、これに基づいた計画的な整備を行う仕組みの検討

今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ

はじめに

現在の社会的養護を担う体制は戦後の孤児対策以来、その時代の社会的状況を反映した形で構築されてきた。

しかしながら、近年、社会構造やライフスタイルの変化等により、児童相談所における虐待相談対応件数や一時保護を必要とする子どもが増加しており、社会的養護を必要とする子どもの数が増えていると考えられること、虐待等子どもの抱える背景が多様化していること等その社会的状況は大きく変化してきており、このような状況に対応できる体制にすることが強く求められている。

このため、平成15年に社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」が設置され、厚生労働省においては、同年10月にとりまとめられた同委員会の報告に基づき施策を展開してきた。

しかしながら、未だ現行の社会的養護に関する体制は、近年の状況に十分対応できるだけの質・量を備えているとは言い難く、危機的な状況にあり、その抜本的な見直しと本格的な社会的資源の投入が求められている。

本検討会は、このような状況に早急に対応し、今後の目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想とともに、その実現のための具体的施策について検討するため、平成19年2月に設置された。今日（5月18日）まで9回の議論を行ってきたところであるが、以下はその中間的なとりまとめである。

なお、「社会的養護」とは、狭義には、里親や施設における養護の提供を意味するが、広義には、レスパイトケアや一時保護、治療的デイケアや家庭支援等、地域における子どもの養育を支える体制を含めて幅広く捉えることができる。本とりまとめにおいては、基本的には、狭義の社会的養護を中心としつつも、広義の意味も視野に入れ、要保護児童とその家族を支える体制全体について議論を行うこととする。

1. 今後の社会的養護の基本的方向

(1) 社会的養護の必要性

子どもは次世代を担う社会の宝であり、国連の児童権利宣言や児童の権利に関する条約にもあるように、子どもは心身ともに健全に育つ権利を保障されるべきものである。

子どもの養育とは、この権利を実現するため、子どもが安全で安心して暮らすことのできる環境の中で、親を中心とする大人との愛着関係の形成を基本とし、年齢に応じて子どもの自己決定を尊重しつつ、個々の子どもの状態に配慮しながら、生活支援・自立支援を行っていくものである。

子どもは、このような養育を適切に受けることにより、生きていくために必要な意欲や良き人間関係を築くための社会性を獲得し、社会の一員として責任と自覚を持ち、また、親をはじめとする頼ることのできる人の存在を通して、適切な自己イメージとともに生きるための自信を得ていくものである。

こうした「養育」は、家庭を中心として行われてきたが、虐待をはじめとする様々な理由により家庭において適切な養育を受けることのできない子どもについては、子どもの権利擁護を図るとともに、次世代育成支援という観点からも、「子どもは家庭だけでは

なく地域社会の中で育つ」という認識の下、地域社会が家庭の機能を補いながら、協働して子どもの養育を支え保護していくとともに、家庭の支援を行っていくことが必要である。

ここに、社会的に子どもを養育し保護する「社会的養護」の意義と重要性が存在する。

また、虐待を受けた子どもが十分な支援を受けられないまま親となったときに、自分の子どもを虐待する危険性があるという指摘もあり、このような世代間連鎖を断ち切るためにも、子どもが受けた傷を回復し、良き人生へのスタートを切ることができるよう、社会的養護は十分な機能を果たす必要がある。

なお、社会的養護は、家庭において適切な養育を受けることができない子どもに提供されるものであることから、引き続き、公的責任の下で行われるべきものである。

その上で、従来 of 供給者主体の発想から、子ども主体の支援体制の構築へと発想の転換を図ることが必要である。

加えて、保護者の状況を踏まえ、国、都道府県、児童相談所、市町村、里親や施設、関係団体等の関係機関等が、それぞれの責任を適切に果たすとともに、関係機関等における連携と協働を緊密なものとする必要がある。

(2) 社会的養護の目指すもの

社会的養護は、子どもが心身ともに健全に発達することを保障し、安定した人格を形成する場を提供することにより、自立した社会人として生活できるようにすることが最大の目的である。そして、社会へ巣立つ際には、社会的養護の下で育った子どもも、他の子どもたちと公平なスタートを切ることができるようにすることが必要である。

「社会的養護」を(1)のようにとらえ、その提供体制を検討するに際し、その目指すもの、すなわち社会的養護が子どもに対して提供すべき支援を整理すると、以下の二つの機能となると考えられる。

① 子どもの育ちを保障するための養育機能

基本的にはどの子どもも必ず必要とする生活支援・自立支援の機能であり、すべての子どもに保障されるべきものである。

(1)に述べた「養育」の意義にかんがみれば、家庭的な養育環境の中で特定の支援者との継続的で安定した愛着関係の下、年齢に応じた子どもの自己決定権を尊重しつつ、親子分離に伴う不安等個々の子どもの状態に配慮しながら、生活支援・自立支援を行うことが重要となる。

② 適切な養育が提供されなかったこと等により、受けた傷を回復する心理的ケア等の機能

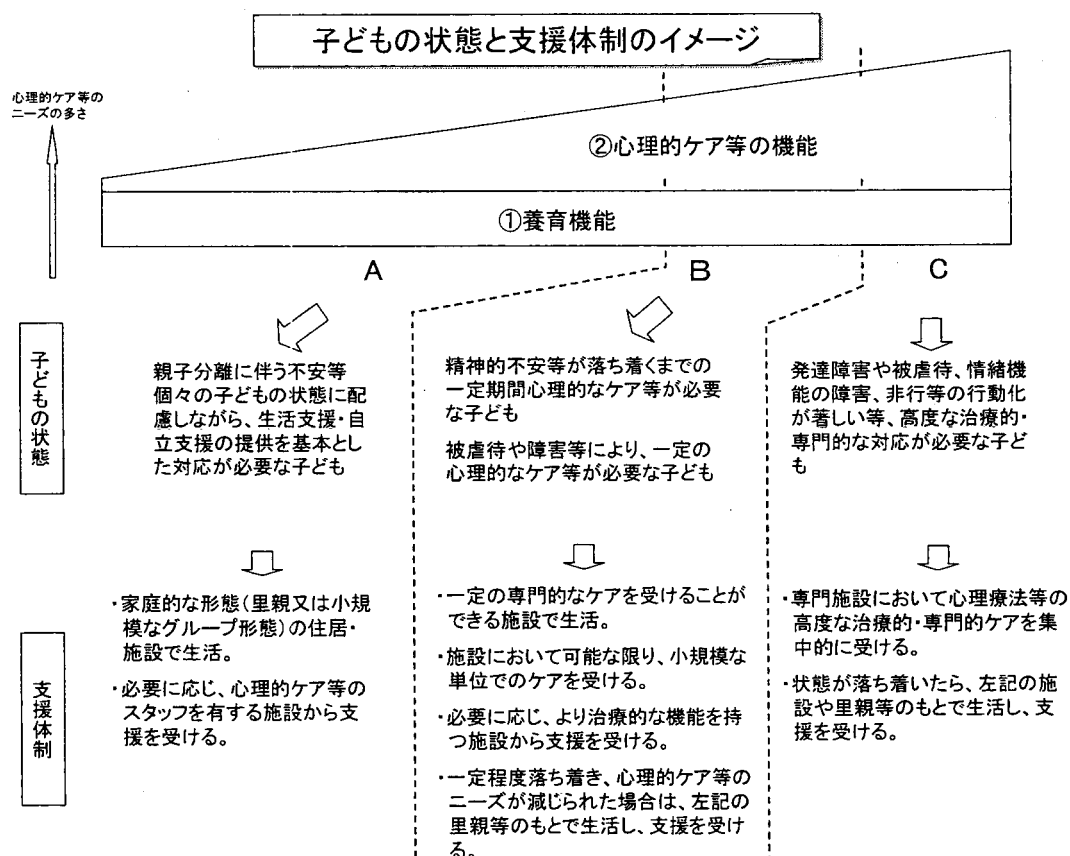
虐待等の様々な背景の下で、適切な養育が受けられないことにより子どもが心身に受けたダメージを癒す機能や、発達障害を始めとする心身に障害等のある子どもの状態に応じて必要な専門的ケアを行う機能である。

社会的養護を必要とする子どもたちは、それぞれに愛着の問題やこころの傷を抱えていることが多い。子どもが適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成することを保障するため、子どもの発達の状態や抱える課題によって、その必要性の度合いが異なるものの、専門的な知識や技術を有する者によるケアが必要となる。近年の虐待の増加等により、このようなケアを提供する必要性はますます増している。

また、家庭において適切な養育が提供されなかったために心理的ケア等が必要となることや、一定の専門的ケアが必要となる障害等があるにもかかわらず、これが提供されなかったことにより、結果として、家庭における愛着関係の形成がうまくいかず、適切な養育がなされないこと等を踏まえると、①と②の機能は密接に関連している。

このため、社会的養護を必要とする子どもに対しては、①を基本に、②を個々の子どもの状態に応じて適切に組み合わせながら、両者が一体的に提供される必要がある。

その提供に当たっては、社会的養護を必要とする子どもがそれぞれに抱える愛着の問題やこころの傷に対するケアを行う必要があるため、これを提供する者には個々の子どもの状態に応じて対応できる専門性が求められる。このため、専門性を確保するための研修や教育が必要となる。(下記イメージ図参照)



さらに、当然のことではあるが、これらの支援の提供に当たっては、教育を受ける権利や必要な医療を受ける権利を含め、子どもにとって必要な権利とその最善の利益が基本に置かれなければならない。

また、通常、どの家庭でも、潜在的には、多かれ少なかれ、子どもの養育に関し何らかの課題を抱えているものであるが、それが深刻化している一つの例が、虐待であると言える。近年、児童相談所における虐待相談対応件数の増加は、養育における課題が深刻かつ顕在化しやすくなっていることを反映していると考えることができる。

このため、家庭において適切な養育を受けることができない子どもに対し、里親や施設による社会的養護を提供することが求められていることはもちろんであるが、同時に、子どもと家族の関係を再構築し、子どもが家庭で生活を送る可能性が高まるよう、養育における課題が深刻化・顕在化した家庭に対して支援を行うことも必要である。

また、家庭における課題が虐待等により深刻化・顕在化する前に、早期発見・早期対応するため、相談支援等、地域において家庭に対する様々な支援の充実を図り、家庭における潜在的な問題に対応できる体制が必要となっている。

(3) 現行の社会的養護の課題

近年、児童相談所において虐待相談対応件数や一時保護を必要とする子どもが増加していることは、家庭において適切な養育を受けることができない子どもの数が増加していることの表れであり、その背景には、発達障害をはじめとする援助が必要な子どもへの社会的支援の不足等様々な要因があると考えられる。

また、社会的養護については、家庭的な環境で養育することはもちろんのこと、近年増加している虐待（身体的虐待だけではなくネグレクトや性的虐待も含む）等による心理的・情緒的・行動的課題のある子どもに対する支援、疾患や障害のある子どもへの支援等の一定の専門性を必要とする支援が強く求められており、その対応すべき課題は多様化・複雑化していると言える。

社会的養護は、これを必要とする子どもに対し、個々の子どもの多様な課題を適切にアセスメントした上で、これに対応した支援を様々な手法で行い、社会に巣立つまでを支援していくことがその最も重要な役割である。

しかしながら、現在の社会的養護体制は、家庭的な環境で養護を行っている里親への委託が進んでいないこと、施設におけるケアの単位が大規模であること等により、子どもに対して個別的な対応が十分にはできていないこと、とりわけ虐待を受けた子どもへのケアは愛着関係の形成が重要であるにもかかわらず、密な信頼関係が保障されるケアを行うことが困難であること、里親、施設、児童相談所、市町村やその他の関係機関等の連携が十分に行われていないこと、発達障害や性的虐待等により特別な心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組が施設において十分実施できていないこと、施設における職員の専門性が子どもの問題の多様性に十分追いついていないこと等、子どもの多様かつ複雑なニーズに十分に対応できるようなものになっていないと考えられる。

また、昨今相次いで起こっている児童養護施設職員による虐待事件に関しては、子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の教育や施設におけるケアの体制の問題、自治体の監査体制の問題、施設運営の不透明性等の要因が指摘されており、現行の社会的養護が子どもの権利保障に十分な体制となっていないものと考えられる。

加えて、最近の虐待の増加に関して、早期発見・早期対応といった虐待防止を図るための相談支援や家庭に対する支援も十分ではないと考えられる。

さらに、家庭において適切な養育を受けることができない子どもの増加を踏まえると、社会的養護に関する資源の提供量は不十分であり、危機的な状況にあると考えられる。

今後の社会的養護の提供体制を検討するに当たっては、これらの課題の一つ一つを解決するために、制度全体のあり方を見直し、具体的な対応策を検討していくことが必要である。

(4) 社会的養護の充実のための基本的な方向

(3) で掲げる課題を踏まえれば、今後の社会的養護体制の充実のための基本的な方向として、以下のような施策を進める必要がある。

なお、具体的な施策の検討に際しては、支援を行う側からではなく子どもを中心に据えて検討するとともに、「子どもの権利を守る」という権利擁護の視点に立つことが重要である。

- ・ (1) で述べたところを踏まえれば、子どもの養育においては、家庭的な環境の下、地域の中でその個別性を確保しながら、社会へ巣立っていくことができるよう支援していくという観点が重要である。

このため、里親委託を促進し、また、小規模グループ形態の住居・施設、児童養護施設等の施設におけるケア単位の小規模化・地域化をさらに推進する。

- ・ 家庭支援の機能や地域における施設退所後の支援も含め、地域全体で子どもの養育を支える社会的養護の地域ネットワークを確立する。
- ・ (2) で述べたような子どもの課題と支援体制のイメージを踏まえ、子どもの状態に応じた支援体系のあり方について検討する。
- ・ 児童相談所について、子どもの状態を的確に把握し、これに応じた支援を実施するため、アセスメント機能の充実強化を図り、里親や施設に措置された後も、継続的なアセスメントとこれに基づくケアを提供するための体制強化に向けた抜本的な対策を講じる。
- ・ 多様化・複雑化する子どもの課題に的確に対応するため、治療・専門的ケア機能の強化や家庭支援等を行う地域における拠点としての機能の強化等、施設機能を充実する。
- ・ 社会的養護の質の向上を図るに当たっては、これを担う職員及びその専門性の確保のための施策を推進する。
- ・ 社会的養護の最終的な目的は、子どもが自立して社会へ巣立っていくことができるように支援することであり、就労や進学の支援等年長児童の自立支援のための取組を拡充する。
- ・ 子どもに必要な支援に関するアセスメントの手法や支援の実践方法を確立する。
- ・ 施設における支援の質の向上、職員の質や専門性の向上、支援に関する外部からの評価・検証等による透明化を図ること等により、施設内虐待の防止等子どもの権利擁護を強化する。
- ・ 里親と施設からなる社会的養護の提供には、自治体間の格差が大きいほか、今後、虐待の早期発見・早期対応により今まで見過ごされてきた虐待が発見される可能性が高いことを考慮すれば、適切な支援を行い得るだけの提供量が確保できているとは言えない。このため、これを計画的に整備する仕組みの構築を検討する。

2. 社会的養護の質の向上に向けた具体的施策

(1) 家庭的養護の拡充

子どもの養育においては、家庭的な環境の下、地域の中でその個別性を確保しながら、社会へ巣立っていくことができるよう支援していくという観点が重要である。

そのためには、里親制度を拡充するとともに、小規模なグループ形態の住居・施設のあり方の検討、施設の小規模化の推進が必要である。

ア 里親制度の拡充について

家庭的な環境の中で養育する里親制度は、家庭的養護の有効な手段として、今後、さらにその活用を図るべきものである。

しかしながら、社会的養護を必要とする子ども（児童養護施設、乳児院、里親に委

託されている子ども)のうち、里親による養育を受けている子どもは9.1%(平成18年3月31日現在)にすぎない。これは欧米に比して極端に低い数字であり、未だその十分な活用が図られていないとすることができる。

我が国において里親制度が普及しない要因については、宗教的な背景を含む文化的要因のほか、

- ・里親制度そのものが社会に十分に知られていないこと
- ・里親といえば養子縁組を前提としたものという印象が強いこと等、養育里親に関する理解が進んでいないこと
- ・養育里親は、子どもがいずれは実親の元に戻ることも視野に入れて、子どもと適切な距離を保ちながら、子どもに対する家庭的なケアを行うという難しい役割を担っているにもかかわらず、研修や相談、レスパイトケアの提供等、里親に対する支援が不十分であること
- ・里親と子どものマッチングは児童相談所の業務になっているが、施設への委託措置と比較して時間や手間がかかることや実親が里親委託を了解しない場合が多いことから、施設に対する措置が優先される傾向があること

等が考えられる。

これらを踏まえ、今後、里親委託を促進するため、以下のような方策が必要である。

- ・退職直後の世代をターゲットとしたPR、ファミリーサポート事業の登録会員や福祉施設職員退職者等の児童福祉分野に関わっている者への啓発、福祉分野を学ぶ学生や福祉関連の資格取得を目指す者への里親に関する教育等により里親制度の普及啓発活動を国民運動として進める。

これに加えて、里親になることの不安を軽減するため、まず週末だけ子どもを預かり、子どもに少しずつなじんでいけるようにする、いわゆる「週末里親」の活用や里親候補者の掘り起こしの業務を民間の団体が行うこともできるようにする等により、里親を増やすための取組を進める。

- ・養育里親と養子縁組を前提とした里親を明確に区別する。
- ・里親手当の充実、地域の身近な資源等の活用による研修、相談、レスパイトケアの充実、通所機能の活用による専門機関の支援等、里親に対する支援を拡充する。
- ・里親と子どものマッチングや里親家庭の支援については、施設入所の場合と比較して時間や手間がかかることから、このための児童相談所の体制を確保すること、あるいは、児童相談所だけではなく、民間と共同で実施が可能となるようにすること等により、円滑かつ実効性をもって行うことができるようにする。
- ・障害児等専門性の高いケアが必要な子どもであっても、里親委託ができるよう、専門里親の拡充を図る。その際、里親が通所機能の活用等による専門機関の支援を受けられるようにする。

なお、里親候補者の掘り起こしの業務を住民に身近な市町村が実施すべきではないかという意見もあったが、その際には、里親認定や委託を行う児童相談所との関係の整理を行う必要があるとの意見もあった。

イ 小規模なグループ形態の住居・施設のあり方について

現在、4人から6人程度の子どもが里親家庭に委託されるいわゆる「里親ファミリーホーム」がいくつかの地域に見られる。

このような形態による支援は、子ども同士も相互に関係を築きつつ、里親が家庭的

な環境の下で社会的養護を提供できる形態として注目される一方、一組の里親が4人から6人程度の複数の子どもを養育することになるため、外部からの支援者の必要性を始めとした様々な課題も指摘されている。

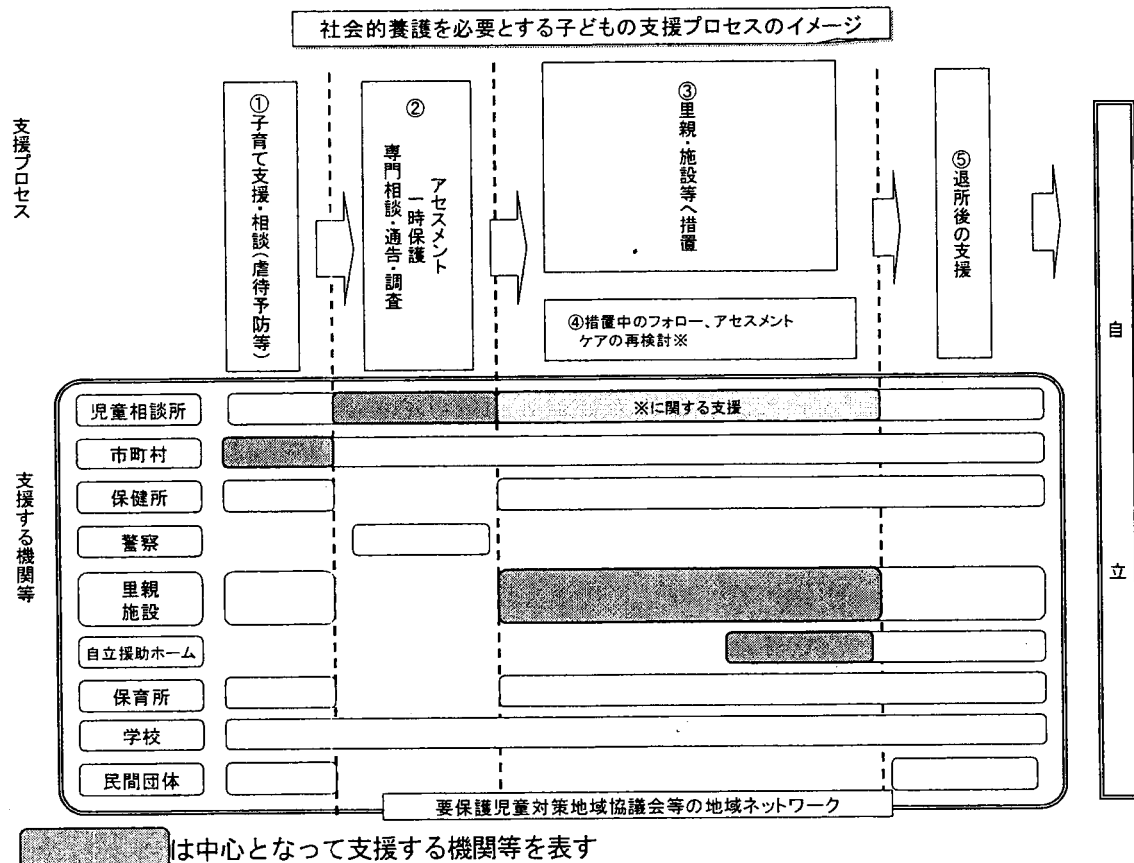
上記のような実態を踏まえつつ、小規模なグループ形態での住居・施設のあり方について制度的な位置づけを含め、早急に検討する必要がある。

ウ 施設におけるケア単位の小規模化の推進方策

現行の児童養護施設等においても、適切な養育を受けられなかった子どもを家庭的な環境で養育するとともに、愛着関係の形成を図りながら、専門的なケアをより個別性を高めて実施するという観点から、以下のような課題の検討を進めた上で、ケア単位の小規模化を進めるべきである。

- ・小規模化することによって、子どもに対する個別的な対応が可能となり、個々の子どもが抱えている課題を把握しやすくなる一方、密な人間関係の中で子どもの自己表現が顕著になる。これらの子どものニーズに的確に対応できる職員の専門性の確保や職員をスーパーバイズするための仕組みが必要である。
- ・個別的な対応となること等により、ケアのあり方が従来と変わることから、これに伴う職員配置やケアの手法についての研究とその成果の活用が必要である。
- ・小規模化は「ケアの密室化」につながりやすい。このため、第三者評価や子どもが意見を表明できる仕組みの確保等権利擁護体制の整備が必要である。

- (2) 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立
 社会的養護を必要とする子ども、例えば、虐待等のケースにおいて、現行制度の下で、子どもがどのようなプロセスにより支援を受けるのかについてイメージを整理すると、下図のようなものとなる（()内は中心となる機関等を記載。）。



- ①虐待予防等の取組として、市町村や児童相談所、児童家庭支援センター、民間団体等による家庭における子育て支援や相談の実施（市町村）
- ②子どもが適切な養育を受けることができない場合における児童相談所への専門相談・通告・調査、子どもの一時的保護及び子どもを保護した後、児童相談所において子どもの課題を的確に把握し、必要な支援を行うためのアセスメント、ケアプランの作成（児童相談所）
- ③アセスメントやケアプランに基づく里親・施設への措置による養育・保護（里親、施設）
- ④子どもに合った支援が行われているか適宜把握するための措置中のフォロー、アセスメントとケアの再検討（児童相談所、市町村）
- ⑤施設退所後や子どもが独立した後、社会で自立した生活を継続して送るための支援（市町村等）

このようなプロセスを見れば、社会的養護は、里親や施設だけが提供するものではなく、関係機関等が関わり合いながら提供されるものであり、これらの関係機関等が各プロセスにおいてその役割を適切に果たしながら、有機的に連携をしつつ提供されるものであることが認識される。

このような観点から見れば、各プロセスにおいて、以下のような課題を解決する必要がある。

①（子育て支援・相談）については、市町村単位で設置される要保護児童対策地域協議会等における関係機関等の連携により、虐待等の早期発見・早期対応の体制作りを一層進めるとともに、デイケアやレスパイトケアを含む具体的な支援方法の確立が必要である。

②（専門相談等、アセスメント、一時的保護）については、社会的養護を必要とする子どもたちが家庭を離れ、最初に保護される場所である一時的保護所において、その養育環境の改善等による適切なケアの確保が必要である。

また今後の子どもの支援の方向性を決めることとなる児童相談所におけるアセスメントやケアプランの作成は特に重要であり、子どもの課題を的確に把握し、これに応じた支援を提供するため、児童相談所及び一時的保護所におけるアセスメント機能の充実強化を図る必要がある。

③（里親、施設等への措置）及び④（措置後のフォロー、ケアの再検討）については、児童相談所において、現に里親や施設等に措置された子どもに対してその子どもに合った適切なケアが行われているかを適時把握するとともに、関係者によるケア会議等を開催し、これに基づき里親や施設におけるケアプランの見直し等を適切に実施できるよう、子どものアセスメントやフォローに関する機能の充実強化を図る必要がある。

また、里親や施設へ措置された子どもと家族の関係を再構築し、子どもが家庭に戻って生活を送る可能性を高めるため、虐待等を行った保護者に対する再発防止のための指導・支援についても、その標準化作業と併せて、民間団体の活用等を含めた体制整備を図る必要がある。

これに加え、市町村と里親、施設についても、子どもがいずれは地域で暮らすことを見据えて、連携を図ることが重要である。

さらに、里親や施設等に措置された子どもも、学校に通いながら、地域で生活を送る中で、必要に応じて関係機関等から支援を受けることとなるため、地域における関係機

関等の連携体制を強化することが必要である。特に、学校教育との連携に関しては、地域の学校に通う際の支援に際して、児童養護施設等と学校において適切な情報共有を図る等の連携強化が必要である。

なお、同じ施設の子どもが全て同じ学校に通うことの弊害も指摘されていることから、小規模グループ形態の住居や地域小規模児童養護施設の活用等により、別の学校へ分散して通えるようにすることも検討が必要であると考えられる。

⑤（退所後の支援）については、社会的養護の下にいる間から、子どもが社会で自立して生活していけるよう、その社会性の獲得や自立に向けた支援を念頭において支援を行うことは当然である。これに加えて、社会的養護を必要とする子どもたちは、施設等を退所した後も、社会で自立していくに当たって、様々な課題を抱える可能性が高いことから、その就職や進学に当たり、また、就職や進学した後も、地域で関係機関等が連携を図りながらその支援を行う体制が必要である。

このように、それぞれの支援プロセスにおいては、様々な関係機関等が関わりながら子どもの支援を行うことから、児童相談所、施設、市町村、児童家庭支援センター、民間団体等の社会的養護に関する関係機関等の役割分担を明確化し、それぞれの役割の充実強化を図るとともに、子どもの自立支援に向け、そのニーズに応じて、互いの連携の強化を図る必要がある。

特に、各プロセスの移行期においては、環境が変わることにより、子どもの状態が不安定になること、愛着対象の喪失や変更という心理的打撃があることから、この時期の子どもへの支援を手厚くする必要がある。その際、関係機関等は連携を図りながら、子どもの状態を十分に把握しつつ、支援を行う必要がある。

また、社会的養護については、現在は都道府県（児童相談所）が中心となって実施している。しかしながら、虐待の予防等、より身近な行政機関が行った方が適切な支援については、市町村が行うこととなっていること等を踏まえ、都道府県と市町村も含めて支援プロセスに応じた関係機関等の役割分担と協働のあり方を検討する必要がある。

さらに、国においても、制度的な対応を含め、関係機関等の役割分担の明確化とその充実、連携強化を図るための体制作りを進めるべきである。

（3）施設機能の見直し

社会的養護を必要とする子どもの持つ課題は多様であり、これに対応するため、施設は様々な役割を有しているが、その役割を整理すると、

①生活支援、自立支援や一定の心理的ケア等のどの施設も有している役割、

②①に加え、さらに専門的・特化した支援を行う役割（現行の施設で言えば、情緒障害児短期治療施設については特に心理的なケア等を必要とする子どもに対する支援、児童自立支援施設については、特に非行等の行動化が著しい子どもに対する支援）となる。

今後、家庭的養護の拡充を進めていく中で、個々の子どもの課題を的確に捉えて子どもに対して最も適切な支援を提供できるような施設体系のあり方についてあらためて検討する必要がある。

また施設体系のあり方の見直しを踏まえ、職員の配置基準はもとより、設備基準を含めた児童福祉施設最低基準についても必要な見直しを行う。

なお、当面の対応として、以下のような取組を進める必要がある。

- ・児童養護施設、乳児院等については、家庭的な環境の下でのケアを推進し、多様化・複雑化する子どもの課題に対応するため、ケア単位を小規模化する。これとともに、施設に入所している子どもと家族が関係を再構築し、子どもが家庭に戻って生活を送る可能性を高めるため、家族の抱えている課題を解決する等、家庭に対する支援を強化することが重要である。

また、家庭や里親等に対する支援の提供を目的としたネットワーク作りを積極的に行うべきである。

- ・情緒障害児短期治療施設については、心理療法やグループ療法等の治療的なケアを必要とする子どもを支援する施設として、高度な専門的支援を実施する。

このため、入所機能だけではなく、通所・外来機能の充実等を図り、その施設に入所する子どもに限らず、家庭や児童養護施設等の子どもを含めた治療的・専門的な支援を行うべきである。また、幼児期から思春期まで、治療が必要な子どものケアに対応できる体制とすべきである。

- ・児童自立支援施設については、被虐待経験や発達障害がある子ども等の特性に応じた教育的・治療的な支援を行うため、職員の専門性を高めることや、その支援方法の研究・確立を行うことが必要である。また、少年院等との交流研修等の推進により、関係機関との連携を進める必要がある。
- ・国立の児童自立支援施設では、社会的養護のケアのあり方に関する研究や先進事例の普及等の取組を進め、児童自立支援施設のみならず、職員の養成・研修機能を強化し、社会的養護の研修センターとして役割を果たすことができるように機能強化を図る必要がある。
- ・母子生活支援施設については、母子ともに地域で家庭生活を営むことができるように支援するという観点から、DV被害者である母親とその子どもや虐待の危険性が高い母子等、様々な課題を抱える母子に対し、母親の就労支援等に加え、母親の養育機能の回復に向けた専門的なプログラムに基づく支援を行うことができるような体制整備とそのケアのあり方の確立を図る必要がある。
- ・児童福祉施設における子どもの居住環境の改善を引き続き進めていく必要がある。

(4) 年長児童の自立支援

社会的養護の最終的な目標は、子どもが自立した社会人として責任を持って人生を送ることができるようになることである。

そのためには、社会的養護の下で支援を受けた子どもたちができるだけ円滑に社会へ巣立つことができるよう、里親や施設等の社会的養護を担う者は、子どもを養護している全期間を通じて、子どもが社会性を獲得し、自立することを念頭に置いて、適切な支援を提供していくことが必要である。

さらに、社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難に行き当たることが多い。

このため、以下のような対策を検討する必要がある。

- ・施設における自立支援計画の充実を図る必要がある。これに加え、子どもが自立するための進路選択に当たっては、学校と施設等が緊密に連携を図るとともに、就職に当たっては、子どもがハローワークや職業訓練機関等の関係機関から適切に支援を受け

られるよう、施設等と関係機関との連携を強化する等、就労支援の充実を図る。

- ・身元保証人の確保対策や就職、進学の際の支度金等、自立した生活を始める際に必要な支援策の充実を図るほか、奨学金制度を積極的に活用する。
 - ・自立援助ホームは、中学校を卒業後、施設を退所して就職している子どもや高校を中退した子ども等施設退所後、すぐに自立することが困難な年長児等を対象に、子どもの住まいの場を確保するとともに相談支援・生活支援を行う場である。施設退所後、すぐに自立することが困難な年長児童等に対する支援をどのような形で担うことが適切であるかを含め、自立援助ホームのあり方について検討する必要がある。
 - ・施設を退所した子どもは、結婚・出産・育児等に関して自信を持つことができず、相談する相手がいない場合も多いことから、このような際の相談先として、児童養護施設等がいわゆる「実家機能」の役割を果たす必要がある。
 - ・児童養護施設等を退所した子どもたちが自ら集い、意見交換等により相互に支援を行う活動は、こうした子どもたちに対する支援として、非常に有効であると考えられることから、このような活動を推進する必要がある。
 - ・里親や児童福祉施設に措置されている子どもについては、現行制度においても、満20歳に達するまで措置を継続できる仕組みとなっているが、子どもの状況を踏まえつつ、積極的に活用すべきである。
- このほか、現在の措置の解除年齢の上限（20歳）については、これを引き上げるべきとの意見がある一方で、措置を延長するのでは意味がなく、むしろ子どもの社会的自立に向けた支援の強化について検討すべきではないか、という意見もあり、これらを踏まえて今後さらに慎重な検討が必要である。

(5) 社会的養護を担う人材の確保とその質の向上

社会的養護の質の向上を図るために何よりも重要であるのは、子どもとの愛着関係・信頼関係を形成することができ、子どもの将来の自立までを視野に入れたケアを行うことができる人材の確保であり、その質のさらなる向上である。

このため、以下のような方策が必要である。

- ・児童福祉施設の施設長や施設職員等の資格要件を明確化する。また、職員の質の向上を図るため、社会的養護に関する専門職や資格のあり方等について検討する必要がある。
- ・必要な人材の確保とその質の向上については、他の社会福祉の分野についても都道府県が責任を担っていることから、社会的養護に関しても、同様に都道府県が責任を持つて行うべきであり、そのための研修等の体制整備を図るべきである。
- ・福祉分野の教育を行う大学や専門学校等においては、カリキュラムにケアワーク、ソーシャルワークを内容に加える等、社会的養護を担う人材の育成にも資するような教育内容とすべきである。
- ・児童福祉施設の職員による子どもの支援に関し、専門性を持って支援プログラムをマネジメントできる基幹的な職員の育成等を図るほか、キャリア形成や適切なOJT等を、個人の資質だけによるのではなく、組織的に行う仕組みが必要である。

このため、施設と児童相談所等の間において交換研修を実施する等の方策の検討や国立の児童自立支援施設や子どもの虹研修情報センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）等の養成・研修、研究機能の拡充を図るべきである。

- ・また、職員が長く勤められるよう環境の整備を図るとともに、児童福祉分野だけではなく、他の社会福祉に関する分野も経験できるようにする等の工夫も検討する必要がある。

(6) 科学的根拠に基づくケアの方法論の構築

社会的養護を必要とする子どもにとって、個々の子どもの抱える課題や発達段階に応じた支援を行うことやそれぞれの家庭が抱える課題に応じて家庭支援を行うことが重要である。

このような支援を確立していくためには、子どもや家庭の抱える課題やそれぞれに対して必要とされる具体的な支援策に関するアセスメント方法を確立するとともに、これに基づいた支援の実践方法を確立し、これを広めることが必要である。

また、今後、ケア単位を小規模にした新しいケアを実践していくに当たっても、科学的な評価に基づく、アセスメント手法や支援の方法論の確立が必要である。

これらを推進するため、これまで国内外で行われた研究や効果的な取組について事例の収集や適切な評価を行うとともに、継続的にこういった研究を支援する仕組み等、研究助成のあり方について検討すべきである。

3. 児童の権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた具体的施策

昨今、相次いで児童養護施設職員による虐待事件が起こっているが、子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の質や教育に問題があったこと、施設におけるケアを外部から評価・検証する仕組みがなく施設運営が不透明になっていること等がその要因として指摘されている。関係者にはこのような問題が二度と起こらないようにするための真摯な努力が求められることはもちろんであるが、さらに、このような課題を解決するため、制度的な対応も視野に入れて検討する必要がある。

また、施設に入所する子どもだけではなく、里親に委託された子どもも含めて子どもの権利擁護やケアの質の確保に向けた取組を検討する必要がある。

- ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等他の分野の施策も参考として、施設内虐待等が発見された場合の通告や施設に対する調査、指導・監督等の仕組みの創設、これらについての責任主体の明確化等、こうした事件への早期対応や再発防止に有効な仕組みの導入を検討すべきである。
- ・施設内虐待の事例について検証するとともに、虐待を受けた子どもに対する適切な対応方法、再発防止や事件が起こった施設における支援体制の再構築のための方策等について調査・研究を行う必要がある。
- ・第三者評価の義務づけ・情報開示、都道府県等における監査機能の強化、当事者である子どもが意見を表明する機会の確保等、施設・里親における子どもの権利擁護の強化とケアの質を確保するための仕組みの拡充を図るべきである。
- ・児童相談所における措置内容に関する子どもに対する説明のあり方や措置委託先に関する子どもの選択権のあり方について検討する必要がある。

なお、一時保護所についても、養育環境の確保に加え、児童の権利擁護に関し、児童養護施設等と同様の見直しを行うとともに、一時保護所の特性を踏まえた検討を行うことも必要である。

4. 社会的養護を必要とする子どもの増加に対応した社会的養護体制の拡充方策

最近の児童相談所における虐待に関する相談件数の増加や、今後、虐待の早期発見・早期対応により今まで見過ごされてきた虐待が発見される可能性が高いことから、今後も社会的養護を必要とする子どもは増加していく可能性がある。

また、上述した課題等を踏まえれば、社会的養護を必要とする子どもに対する支援の拡充は、急務であり、早急かつ計画的に取り組むことが必要である。

社会的養護の需要が増えることは、当然のことながら望ましいことではないが、支援を総合的に進めるためには、その整備目標を定め、それに向かって提供体制を計画的に整備することが必要である。

具体的には、以下のような仕組みが必要である。

- ・社会的養護に関しては、自治体間の格差が大きい現状等を踏まえると、国において基本的な指針等を定め、これに基づき、都道府県等において社会的養護の提供体制に関する整備計画を立て、計画的に需要に応えられる体制を整備する必要がある。特に、一部の児童相談所の一時保護所においては既に定員超過となっているが、これは、里親・施設等の社会的養護に関する資源が不足していること等によることから、早急に社会的養護の提供体制の整備を進めるべきである。
- ・整備に当たっては、社会的養護のあり方として家庭的養護の推進を基本的な方向とすることから、里親や小規模グループ形態の住居等を中心とした対応を目指すべきである。

また、社会的養護の需要量に影響を及ぼす要因は多様かつ複雑であることから、現時点において、将来的な需要量についての確に把握することは困難であるが、今後の課題として、その有効な手法を検討すべきである。

しかしながら、都道府県が整備目標を検討するに当たっては、現在の不足数に加え、潜在的な需要も考慮することが必要であり、例えば、

- ・社会的養護に関する資源が不足しているために、一時保護所等で長期にわたって一時保護されることを余儀なくされている児童数

(参考) 平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する調査研究」(主任研究者：才村純)によれば、虐待を理由に一時保護された子どものうち、児童福祉施設が満床で入所できなかったという理由により一時保護所の入所日数が2か月を超えた子どもが約200人(平成18年4月～11月の8ヶ月間、調査の回答率約7割)となっており、これに基づいて、1年間の人数を推計すると、約400人となる。

- ・現在策定作業が進められている一時保護施設等緊急整備計画に基づく今後の一時保護児童数の見通し
- ・児童人口に占める里親・施設に措置された要保護児童数の他地域との比較

(参考) 例えば一つの試算として、平成16年度における児童人口1万人当たりの里親・施設に措置された要保護児童数上位10県の平均27.6人(平成16年社会福祉施設等調査)を全国の児童人口(平成19年)に乗じて全国の要保護児童数を試算すれば、約58,000人(平成17年度の里親・施設に措置された要保護児童数は約40,000人)となる。

等を念頭において、必要量を見込むという方法もあると考えられる。

5. その他

- (1) 里親・児童福祉施設の施設長の監護権との関係や児童相談所の指導に従わない保護者

に対する対応の観点から、民法上の親権に係る制度の見直しについて検討を行う。

また普通養子縁組及び特別養子縁組に関する制度の現状や課題についても検討を進めるべきである。

- (2) 社会的養護の重要性に関する啓発についてどのように進めていくのか、さらに検討する必要がある。
- (3) 人材育成やケアの質の向上を図り、施設間の格差を縮めることは、個々の施設等の努力だけでは限界があることから、社会的養護を担う里親や児童福祉施設等に係る関係団体は、支援のための工夫やプログラムの情報交換や交流研修等により、会員等に対する働きかけを強め、人材の育成やケアの質の向上に積極的に取り組むべきである。
- (4) 児童養護施設内の児童に係る損害賠償請求事件に関する最高裁判決（平成19年1月25日判決）を踏まえ、施設内における支援に関する行政と施設との責任のあり方について検討する必要がある。

今後目指すべき
児童の社会的養護体制に関する構想検討会
中間取りまとめについて

雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

1 社会的養護の概要

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,737人	2,370人	3,293人

資料：福祉行政報告例 [平成17年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数(公立・私立)	117か所 (16か所・101か所)	558か所 (55か所・503か所)	27か所 (11か所・16か所)	58か所 (56か所・2か所)	35か所
児童定員	3,669人	33,676人	1,323人	4,227人	263人
児童現員	3,077人	30,830人	1,030人	1,828人	163人

資料：社会福祉施設等調査報告[平成17年10月1日現在]
自立援助ホームは家庭福祉課調[平成18年2月1日現在]

小規模グループケア	286カ所
地域小規模児童養護施設	89カ所

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成17年度]

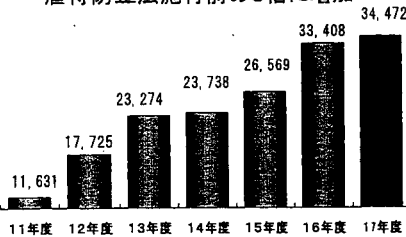
2 社会的養護に関する背景

1. 虐待の増加とこれに対する対応

児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもに対する社会的養護が大きな課題となっている。

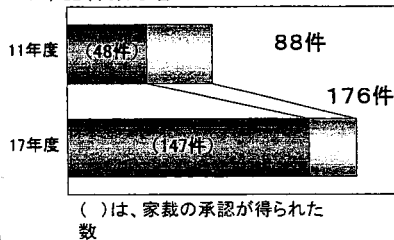
虐待相談対応件数

虐待防止法施行前の3倍に増加



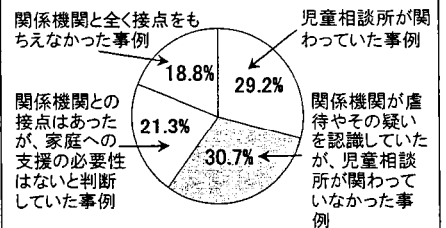
強制入所措置申立件数

強制入所措置のための家庭裁判所への申立件数も増加



死亡事例の発生

児童虐待防止法施行後も、虐待死亡事例は発生(H12.11.20~H16.12.31 202件)



最近の死亡事例、前回（平成16年）の改正法の施行状況を踏まえて、下記の対策を推進

- (1) 児童相談所や市町村の体制整備
- (2) 最近の死亡事例等を踏まえた児童相談所運営指針等の見直し
- (3) 児童虐待防止法の見直し

→ 施設に入所する子どもにおいても、虐待を受けた子どもの割合が高い。

【虐待を受けた子どもの入所割合】

- 乳児院 → 27.5%(H16)
- 児童養護施設 → 62.1%(H16)
- 情緒障害児短期治療施設 → 69.8%(H16)
- 児童自立支援施設 → 59.7%(H12)
- 児童相談所一時保護 → 32.8%(H15)

[資料:各団体における各施設の被虐待児童入所状況調査]

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（第166回国会成立）の概要

<参考>

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、本年4月国会に提出。5月25日に可決成立。

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
 - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
 - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化など

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(第166回国会成立)

附 則 (検討)

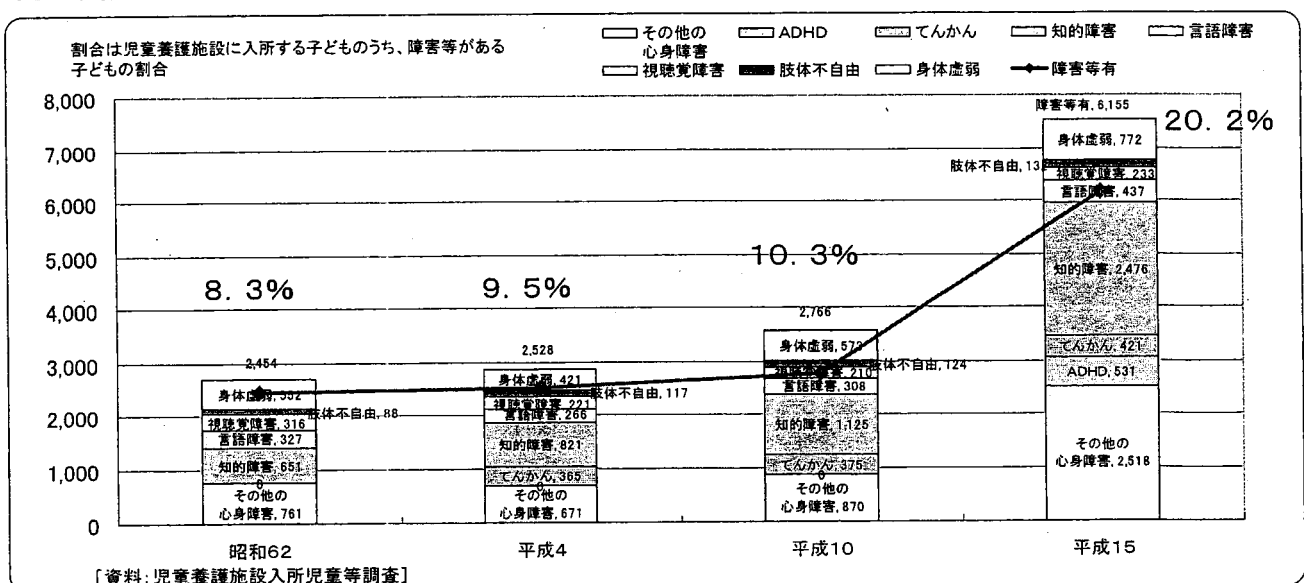
第二条 (略)

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 社会的養護を必要とする子どもの背景の多様化

→ 児童養護施設において障害等がある子どもの割合が増加している。

児童養護施設における障害等の割合

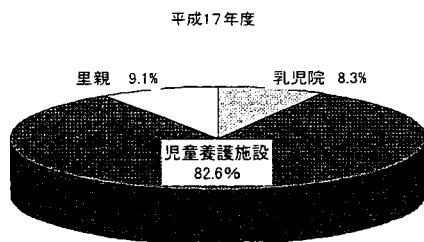


※ 発達障害については、「知的障害」のほか、「その他の心身障害」に分類されている可能性がある。(ADHDは平成15年より分類。)

3. 施設中心の養護体制

→ 里親に委託される子どもの割合が低い。

要保護児童の措置先のうち里親、児童養護施設、乳児院の割合

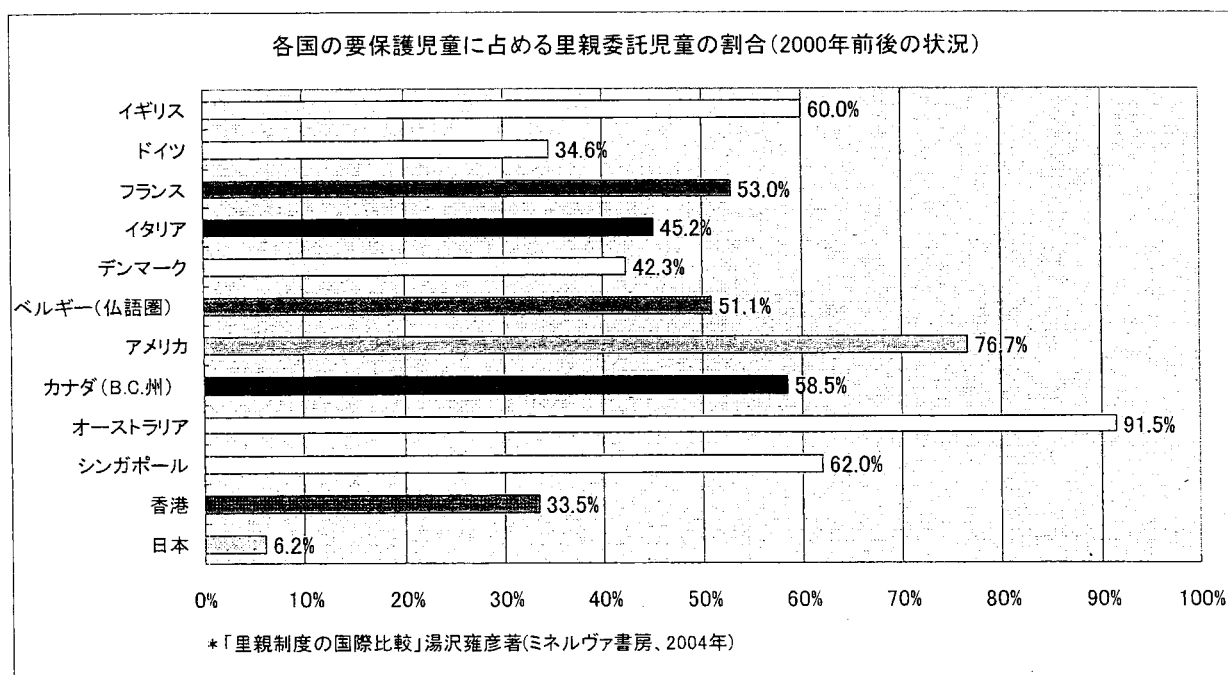


(資料)福祉行政報告例(各年度末現在数)

児童養護施設及び乳児院については、平成13年度までは、各年度3月1日現在で、平成14～17年度は、各年度3月31日現在の数。

年度	乳児院		児童養護施設		里親		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成12年度	2,968	8.5	29,925	85.4	2,157	6.2	35,050	100.0
平成13年度	3,152	8.8	30,456	85.0	2,211	6.2	35,819	100.0
平成14年度	2,689	7.9	28,988	84.8	2,517	7.4	34,194	100.0
平成15年度	2,746	7.9	29,144	84.0	2,811	8.1	34,701	100.0
平成16年度	2,942	8.2	29,828	83.3	3,022	8.4	35,792	100.0
平成17年度	3,008	8.3	29,850	82.6	3,293	9.1	36,151	100.0

→ 諸外国と比較しても、日本の里親委託率は低い。



※ 里親の概念は諸外国によって範囲が異なる。(例えば、親族が子どもを預かる場合や短期間子どもを預かる場合、小規模なグループ形態で子どもを養育する場合を里親に含むか否かが国により異なる等)

→ 児童養護施設の多くが大舎制(大規模集団処遇)を採っている。

大舎・中舎・小舎の比較

	児童養護施設		児童自立支援施設		情緒障害児短期治療施設	
	数	割合	数	割合	数	割合
大舎	393	70.6%	5	8.6%	27	100.0%
中舎	94	16.9%	17	29.3%	0	0.0%
小舎	120	21.5%	44	75.9%	0	0.0%

(資料)

- ・ 児童養護施設: 全国児童養護施設協議会調べ(平成17年4月1日現在 557施設、複数回答あり)
大舎: 1舎20人以上、中舎: 1舎13~19人、小舎: 1舎12人以下
- ・ 児童自立支援施設: 全国児童自立支援施設協議会調べ(平成16年度 58施設)
大舎: 1舎26人以上、中舎: 1舎16~25人、小舎: 1舎15人以下
- ・ 情緒障害児短期治療施設: 全国情緒障害児短期治療施設協議会調べ(平成17年10月1日現在)

4. 退所後の状況

→ 児童養護施設を退所した子どものうち、6割強が家庭へ復帰している。

児童養護施設の退所理由別児童数(過去1年間の退所者数の退所理由)

区分		就職	家庭復帰	他施設転所	公営住宅	入院	死亡	その他	合計
H12	退所者数	1,622	4,448	722	3	10	10	439	7,254
	(構成割合)	22.4%	61.3%	10.0%	0.0%	0.1%	0.1%	6.1%	100.0%
H15	退所者数	1,151	3,765	697	1	11	11	296	5,932
	(構成割合)	19.4%	63.5%	11.7%	0.0%	0.2%	0.2%	5.0%	100.0%

資料: 社会福祉施設等調査報告(各年度10月1日現在)

→ 大学等への進学率がなお低い。

○児童養護施設入所者の高等学校等卒業後の進路状況

[資料:家庭福祉課調べ]

区分	高等学校等 卒業者	大学等へ進学	進学していない	
			就職した	その他
平成16年度	1231人	235人	861人	135人
	100.0%	19.1%	69.9%	11.0%

注1)「高等学校等卒業者」とは、平成16年度に高等学校等を卒業した児童をいう。
 注2)「大学等へ進学」とは、翌年度4月1日現在、大学等へ進学した児童数。
 注3)「進学していない」とは、翌年度4月1日現在、大学等へ進学していない児童数。
 注4)「大学等」とは、大学、短期大学、高等専門学校4年、学校教育法に基づく専修学校(第82条の2)及び各種学校(第83条)、職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設をいう。
 注5)「その他」には、進学・就職ともしていない児童及び状況不明も含む。

<参考>
 全国の高卒者の大学等進学率 66.3%
 (平成17年5月1日現在。平成17年度学校基本調査)
 ※ 大学等には、専修学校も含む。

○高等学校等卒業後の児童養護施設入所児童の進路に関する調査(児童養護施設のうち約60%が回答)による高卒後児童の離職状況等

平成16年度に卒業した高卒児童(840人)のうち、就職した児童 (全国の高卒後就職児童の割合)	631人	(75.1%) (17.4%)
高卒後就職した児童(75.1%)のうち、平成17年度中転職した者 (全国の高卒離職率(平成17年度中離職))	198人	(31.4%) (24.9%)

[資料:児童養護施設入所児童の進路に関する調査]

5. 入所児童の権利擁護の状況

→ 第三者評価等の仕組みの導入がまだ進んでおらず、施設内虐待も相次いでいる。

1. 苦情解決のための取組状況

	施設数	あり	苦情解決責任者			
			苦情受付窓口を 設置	苦情解決責任者を 設置	共同で第三委員 を設置	単独で第三者 委員を設置
乳児院	117	113	108	108	61	38
		96.6%	92.3%	92.3%	52.1%	32.5%
児童養護施設	556	546	526	527	193	311
		98.2%	94.6%	94.8%	34.7%	55.9%
情緒障害児短期治療施設	25	24	23	24	13	13
		96.0%	92.0%	96.0%	52.0%	52.0%
児童自立支援施設	58	55	50	49	7	42
		94.8%	86.2%	84.5%	12.1%	72.4%

資料:社会福祉施設等調査報告(平成16年10月1日現在)

2. 「児童の権利ノート」の活用等(児童養護施設の状況)

	施設数	割合
行政で作成したものを配布	337	70.1%
施設独自で作成したものを配布	82	17.0%
なし	70	14.6%
無回答	7	1.5%
合計	481	100.0%

資料:全養協調べ(平成16年度の状況)

3. 第三者評価事業の受審(児童養護施設の状況)

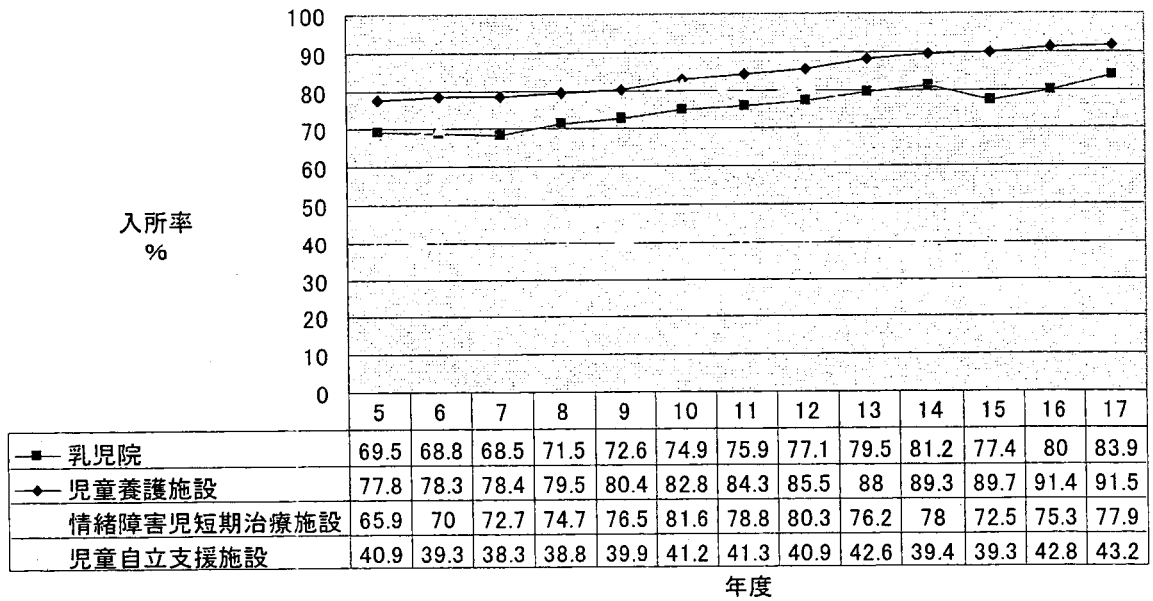
	施設数	割合
あり	88	18.3%
なし	384	79.8%
無回答	9	1.9%
合計	481	100.0%

資料:全養協調べ(平成16年度の状況)

6. 社会的養護体制の整備状況と自治体間格差

→ 施設の入所率は増加する傾向にある。

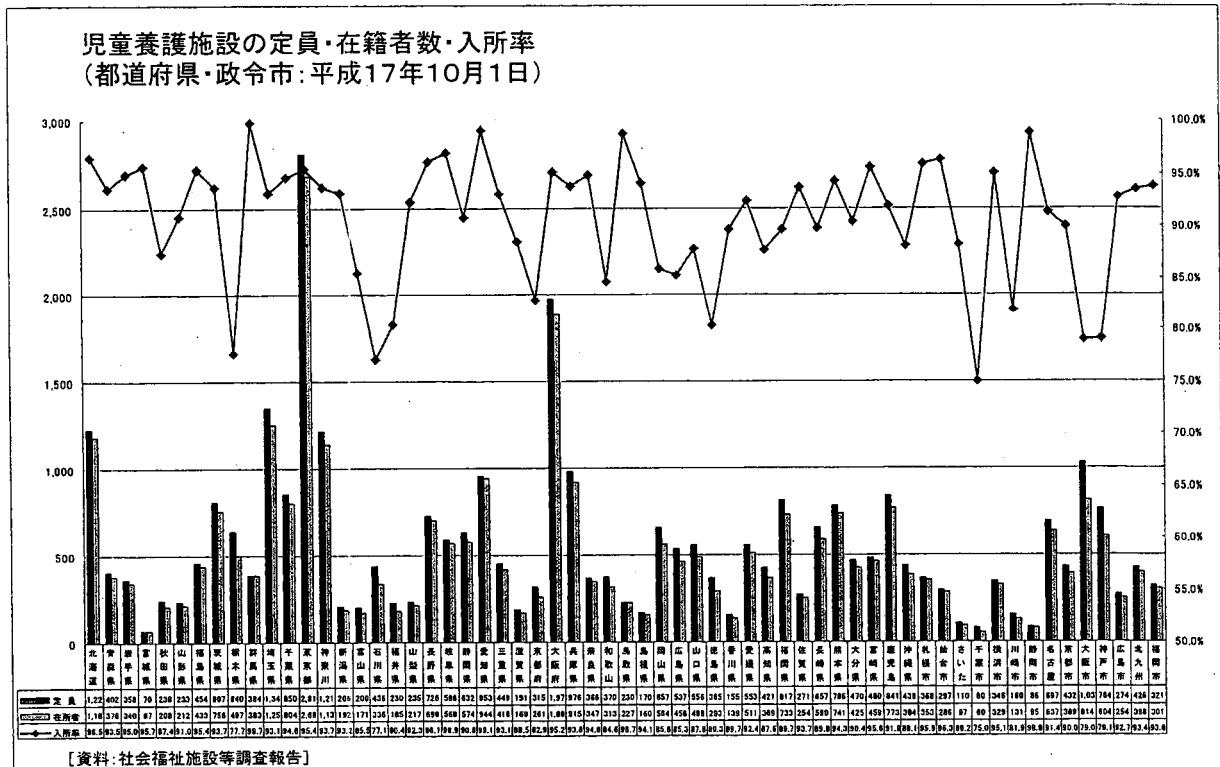
入所率の推移



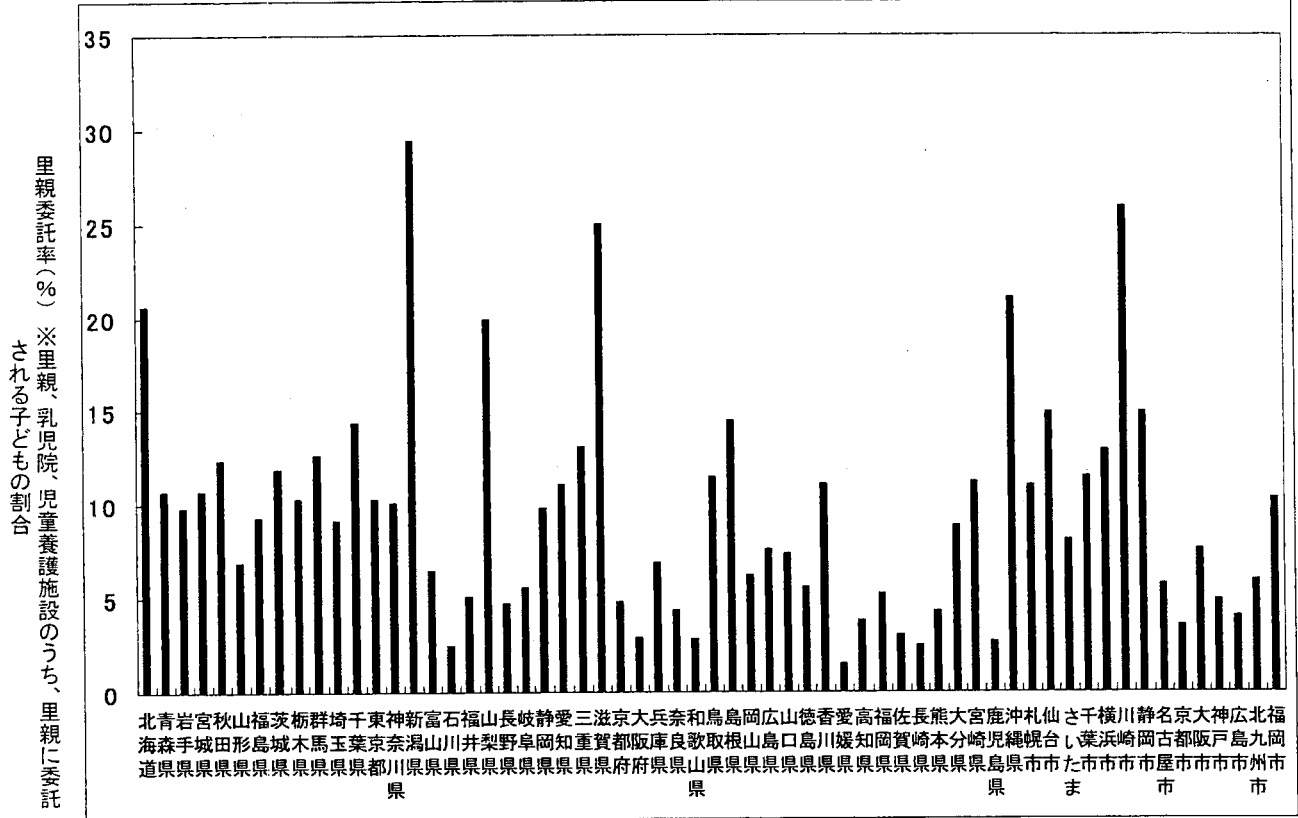
乳児院 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設

※社会福祉施設等調査報告

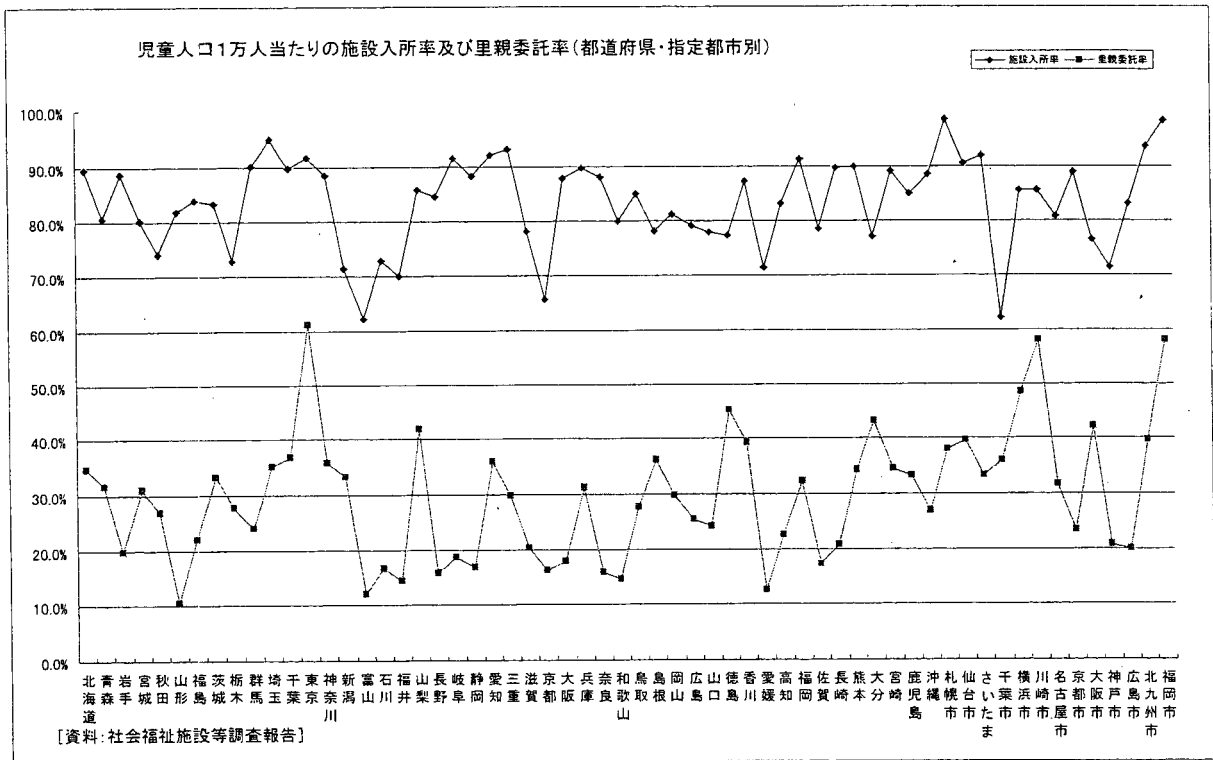
→ 社会的養護に関する提供体制の状況は自治体によって差がある。



都道府県・政令市別里親委託率



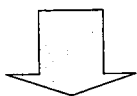
資料：福祉行政報告例〔平成18年3月31日現在〕



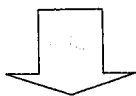
3 今後目指すべき社会的養護体制に関する 構想検討会 中間取りまとめ

検討の経緯

○ 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する検討会」を2月に設置し、検討を開始。



○ 現在の社会的養護の課題を整理し、今後目指すべき社会的養護体制のあり方とそれを実現するための具体的方策について検討。



○ 2月より9回開催し、5月18日に中間とりまとめ。

今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会委員名簿

委員名	所 属
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
◎ 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
庄司 順一	青山学院大学文学部教授
松風 勝代	大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部人間福祉学科教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部教授

◎座長

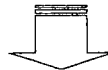
(敬称略、五十音順)

検討の必要性

- 近年、社会構造やライフスタイルの変化等により、子どもを取り巻く状況が大きく変化している。
 - ・社会的養護を必要とする子どもの増加
 - ・虐待等、子どもの抱える背景の多様化・複雑化



- 現行の社会的養護に関する体制は、こういった状況の変化に十分対応できる質・量を備えているとは言い難い。



- 社会的養護に関する体制の抜本的な見直しと本格的な社会的資源の投入が求められている。

基本的な考え方

社会的養護が子どもに対して提供すべき支援を整理すると、以下の二つの機能となる。

①子どもの育ちを保障するための養育機能

- ・基本的にはどの子どもも必ず必要とする生活支援・自立支援の機能であり、すべての子どもに保障されるべきもの。
- ・家庭的な養育環境の中で、年齢に応じて子どもの自己決定権を尊重しつつ提供することが必要。



②適切な養育が提供されなかったこと等により、受けた傷を回復する心理的ケア等

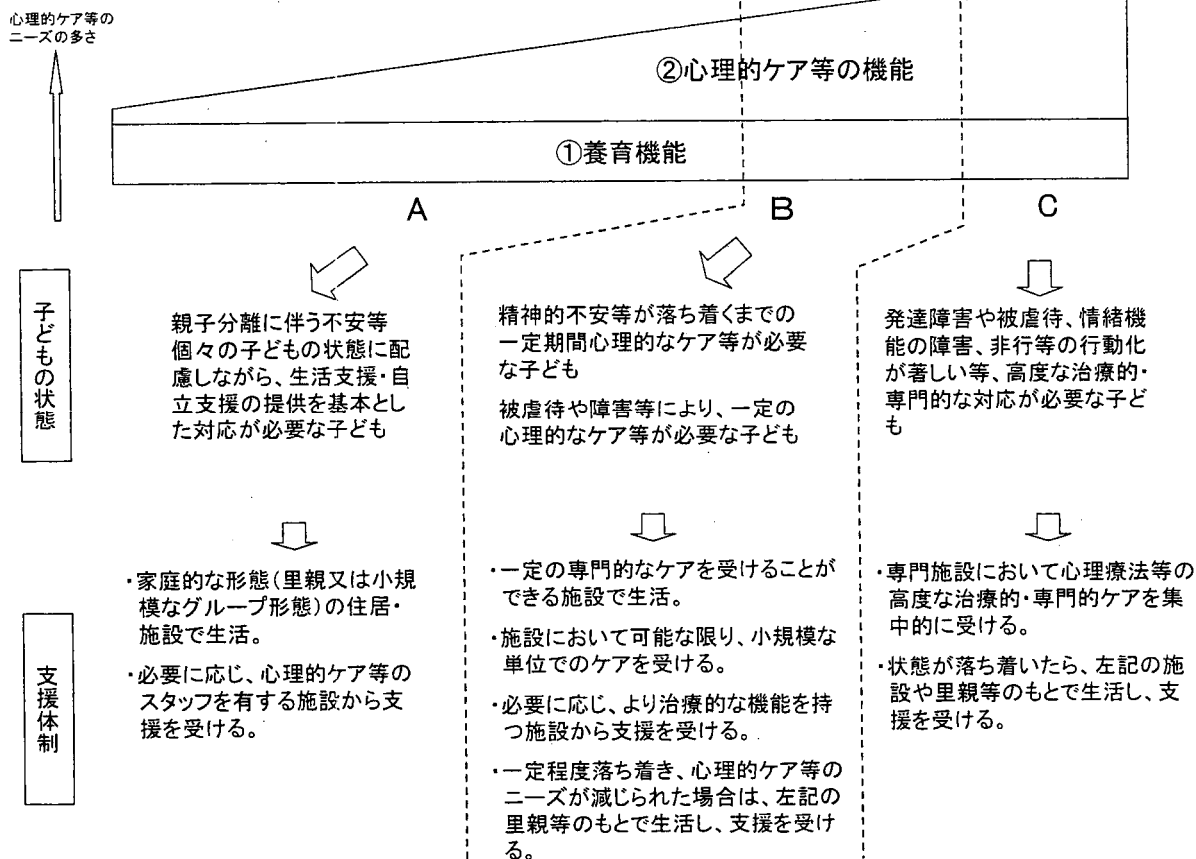
- ・様々な背景の下で、適切な養育が受けられなかったこと等により子どもが心身に受けたダメージを癒す機能や、障害等による様々な課題に対して必要な専門的ケアを行う機能。
- ・近年の虐待等の増加によりこのようなニーズへの対応は、ますます必要性が増加している。



- ①と②の機能は、密接に関連することから、①を基本としつつ、②を個々の子どもの状況に応じて適切に組み合わせながら、一体的に提供する必要がある。
- その提供に当たっては、子どもの状況に応じた専門性が必要となる。

子どもの状態と支援体制のイメージ

<参考>



現行の社会的養護体制の充実に向けた具体的な施策

○ 社会的養護の質の向上に向けた具体的施策

- ① 家庭的養護の拡充
里親委託の推進、小規模グループ形態の住居・施設の検討、施設におけるケア単位の小規模化・地域化をさらに推進
- ② 地域資源の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの拡充
地域全体で子どもの養育を支える地域ネットワークを拡充
- ③ 施設機能の見直し
・家庭的養護の拡充を進めていく中で、個々の子どもの課題を的確に捉えて子どもに対して最も適切な支援を実施できるような施設体系のあり方の検討
・当面の対応として各施設の機能強化の推進
- ④ 年長児童の自立支援
就労や進学への支援など年長児童の自立支援のための取組の拡充
- ⑤ 社会的養護を担う人材の確保と資質の向上
支援の質の向上を図るため、これを担う職員の確保及び専門性の確保のための方策の検討
- ⑥ 科学的根拠に基づくケアの方法論の構築
子どもに必要な支援に関するアセスメント手法や支援の実践方法の確立のための研究助成のあり方について検討

○ 児童の権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた具体的施策

施設内虐待の防止等を図るため、子どもの権利擁護とケアの質の確保を図る仕組みの検討

○ 社会的養護を必要とする子どもの増加に対応した社会的養護体制の拡充方策

都道府県等において整備目標も含めた整備計画を策定し、これに基づいた計画的な整備を行う仕組みの検討

社会的養護の充実に向けた具体的施策①

1. 社会的養護の質の向上に向けた具体的施策

(1) 家庭的養護の拡充

家庭的な環境の下、地域の中でその個性性を確保しながら子どもの養育を行うという観点から、家庭的養護を拡充するため、以下のような取組を進める。

1. 里親制度の拡充

- ・ 里親の数を増やすための取組（普及啓発活動等）
- ・ 里親支援の拡充
（レスパイト、相談支援、里親手当等の里親に対する支援の拡充）
- ・ 里親と里子のマッチング機能の強化
（児童相談所の機能強化、児童相談所と民間主体が共同で行うことを可能とする仕組み等）

2. 「里親ファミリーホーム」等の実態を踏まえ、小規模なグループ形態での住居・施設のあり方について制度的な位置づけを含めた検討

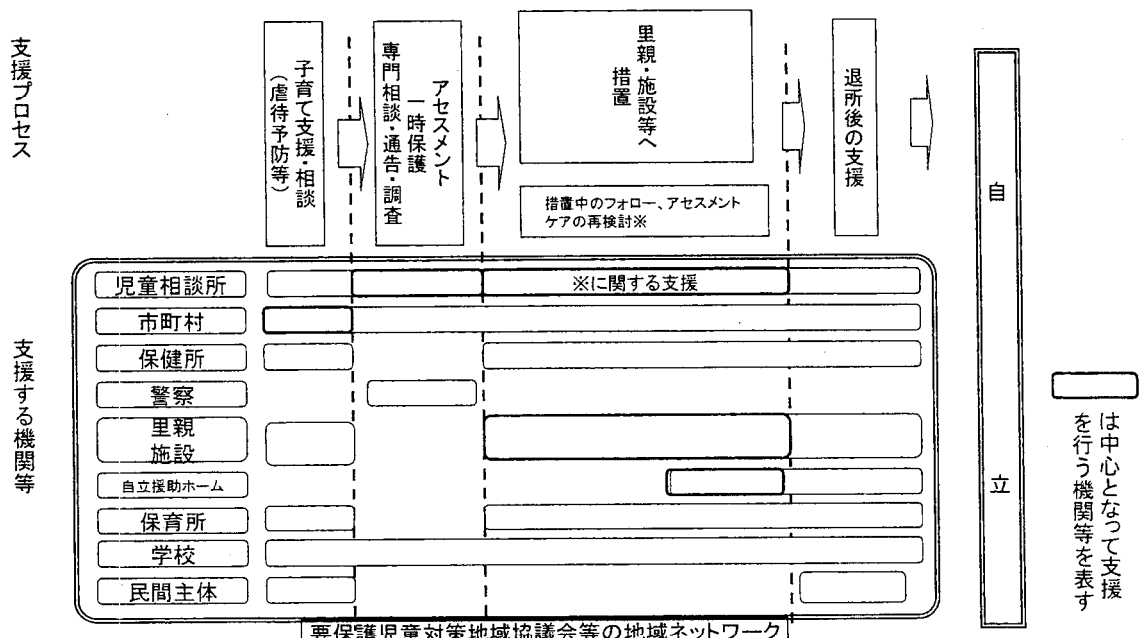
3. 施設におけるケア形態の小規模化の推進

社会的養護の充実に向けた具体的施策②

(2) 地域資源の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの拡充

社会的養護を必要とする子どもに対する支援プロセスにおいては、さまざまな機関等が関わりながら子どもの支援を行うものであり、これらの各プロセスにおける関係機関等の役割分担を明確化し、その役割の充実強化を図るとともに、連携・強化を図る必要がある。

社会的養護を必要とする子どもの支援プロセスのイメージ



社会的養護の充実に向けた具体的施策③

(3) 施設機能の見直し

施設体系のあり方について、改めて検討する必要がある。

各施設においては、当面の対応として、以下のような取組を進める必要がある。

1. 児童養護施設、乳児院
家庭的環境でのケアを推進し、多様化・複雑化する子どもの課題に対応するため、ケア単位の小規模化の推進や家族との関係を再構築するための家庭支援の強化等を行う。
2. 情緒障害児短期治療施設
治療的ケアを必要とする子どもを支援する施設として、高度な専門的支援を行うため、入所機能だけでなく、通所・外来機能の充実等を図る。
3. 児童自立支援施設
子どもの特性に応じた教育的・治療的な支援を行うための職員の専門性の向上や、支援方法の研究・確立を行うほか、関係機関との連携等を進める。
4. 母子生活支援施設
様々な課題を抱える母子に対し、その就労支援に加え、その養育機能の回復など、専門的なプログラムに基づく支援を行うことができるような体制整備とそのケアの在り方の確立を図る。

社会的養護の充実に向けた具体的施策④

(4) 年長児童の自立支援

社会的養護の下で育った子どもは、自立して社会へ巣立っていく際、保護者等から支援が受けられないこと等により様々な困難を抱えていることを踏まえ、以下のような方策を検討することが必要である。

1. 施設における自立支援計画の充実、関係機関における連携等により進学支援、就労支援を強化
2. 自立援助ホームのあり方について検討
3. 施設を退所した後の子どもの相談先として、児童養護施設等における「実家機能」の役割の充実
4. 施設等を退所した子どもたち自身が集い、意見交換等を行う取組の推進
5. 子どもの状況を踏まえつつ、里親や児童福祉施設に措置されている子どもが満20才に達するまで措置を延長できる仕組みの活用

社会的養護の充実に向けた具体的施策⑤

(5) 社会的養護を担う人材の確保とその質の向上のための取組

子どもと愛着関係・信頼関係を形成し、自立まで視野に入れたケアを行うことができる人材の確保、その資質のさらなる向上を図るため、以下のような方策が必要である。

1. 施設長、施設職員等の資格要件の明確化
2. 社会的養護に関する専門職や資格のあり方等について検討
3. 都道府県における研修等の体制整備
4. 基幹的な職員の育成及びキャリア形成や適切なOJT等を組織的に行う仕組み

(6) 科学的根拠に基づくケアの方法論の構築

子どもに必要な支援を行うため、子どもや家庭が抱える課題に関するアセスメント方法やこれに基づく実践方法の確立と普及が必要である。

1. これまで行われてきた研究や効果的な取組の事例収集・評価
2. 継続的に研究を支援する仕組み等の研究助成のあり方の検討

社会的養護の充実に向けた具体的施策⑤

2. 権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた施策

施設内虐待の防止等を図るため、子どもの権利擁護とケアの質の確保を図る仕組みを検討する。

1. 高齢者虐待防止法等他の分野の施策も参考としつつ、制度的な対応を検討
2. ケアの質を確保するため、第三者評価や情報開示、都道府県等における指導監査機能の強化、子どもが意見を表明する機会の確保等の検討

社会的養護の充実に向けた具体的施策⑥

3. 社会的養護を必要とする子どもの増加に対応した社会的養護体制の拡充方策

現状を踏まえると、今後も社会的養護を必要とする子どもが増加する可能性があることにかんがみ、支援の拡充に早急かつ計画的に取り組む必要がある。

1. 国において基本的な指針を定め、これに基づき、都道府県等において整備目標も含めた社会的養護の提供体制に関する整備計画を策定し、これに基づいた計画的な整備を行う仕組みの検討

※ 都道府県が整備目標を検討するに当たっては、以下のような指標を参考とし、現在の不足数に加え、潜在的な需要も考慮することが必要

・社会的養護の資源が不足しているために、長期にわたって一時保護されている子どもの人数

(参考)平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する調査研究」(主任研究者:才村純)によれば、虐待を理由に一時保護された子どものうち、児童福祉施設が満床で入所できなかったという理由により一時保護所の入所日数が2か月を超えた子どもが約200人(平成18年4月～11月の8ヶ月間、調査の回答率約7割)となっており、これに基づいて、1年間の人数を推計すると、約400人となる。

・現在策定が進められている一時保護施設等緊急整備計画に基づく今後の一時保護児童数の見通し

・児童人口に占める里親・施設に措置された要保護児童数の他地域の比較

(参考)例えば一つの試算として、平成16年度における児童人口1万人当たりの里親・施設に措置された要保護児童数上位10県の平均27.6人(平成16年社会福祉施設等調査)を全国の児童人口(平成19年)に乗じて全国の要保護児童数を試算すれば、約58,000人(平成17年度の里親・施設に措置された要保護児童数は約40,000人)となる。

今後目指すべき児童の社会的養護体制に
関する構想検討会委員名簿

委員名	所 属
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
◎ 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
庄司 順一	青山学院大学文学部教授
松風 勝代	大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部人間福祉学科教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部教授

◎座長

(敬称略、五十音順)

2 児童虐待防止法等の改正等について

- ・ 児童虐待防止法等の改正について
- ・ 警察と児童相談所との連携について

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、本年4月国会に提出。同年5月、可決・成立(平成20年4月施行)。

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
 - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
 - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化
など

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

前回（平成16年）の改正法附則の見直し規定を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図る観点から、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を図るための所要の見直しを行う。（平成20年4月施行）

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等は、虐待通報を受けたときは、速やかに安全確認のための措置を講ずるものとする。
- 市町村等は、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長等に通知するものとする。
- 児童虐待のおそれのある保護者に対する都道府県知事による出頭要求を制度化すること。
- 従来の上入調査のスキームに加え、都道府県知事が立入調査を実施し、かつ、重ねての出頭要求を行っても、保護者がこれに応じない場合に限り、裁判所の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入調査を可能とすること。
- 立入調査を拒否した者に対する罰金の額を引き上げるものとする。こと。（30万円以下→50万円以下）

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も、児童相談所長等が保護者に対して面会・通信等を制限できるようにすること。
- 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合であって、特に必要があるときは、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかいを禁止できることとし、当該禁止命令の違反につき罰則を設けること。

3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

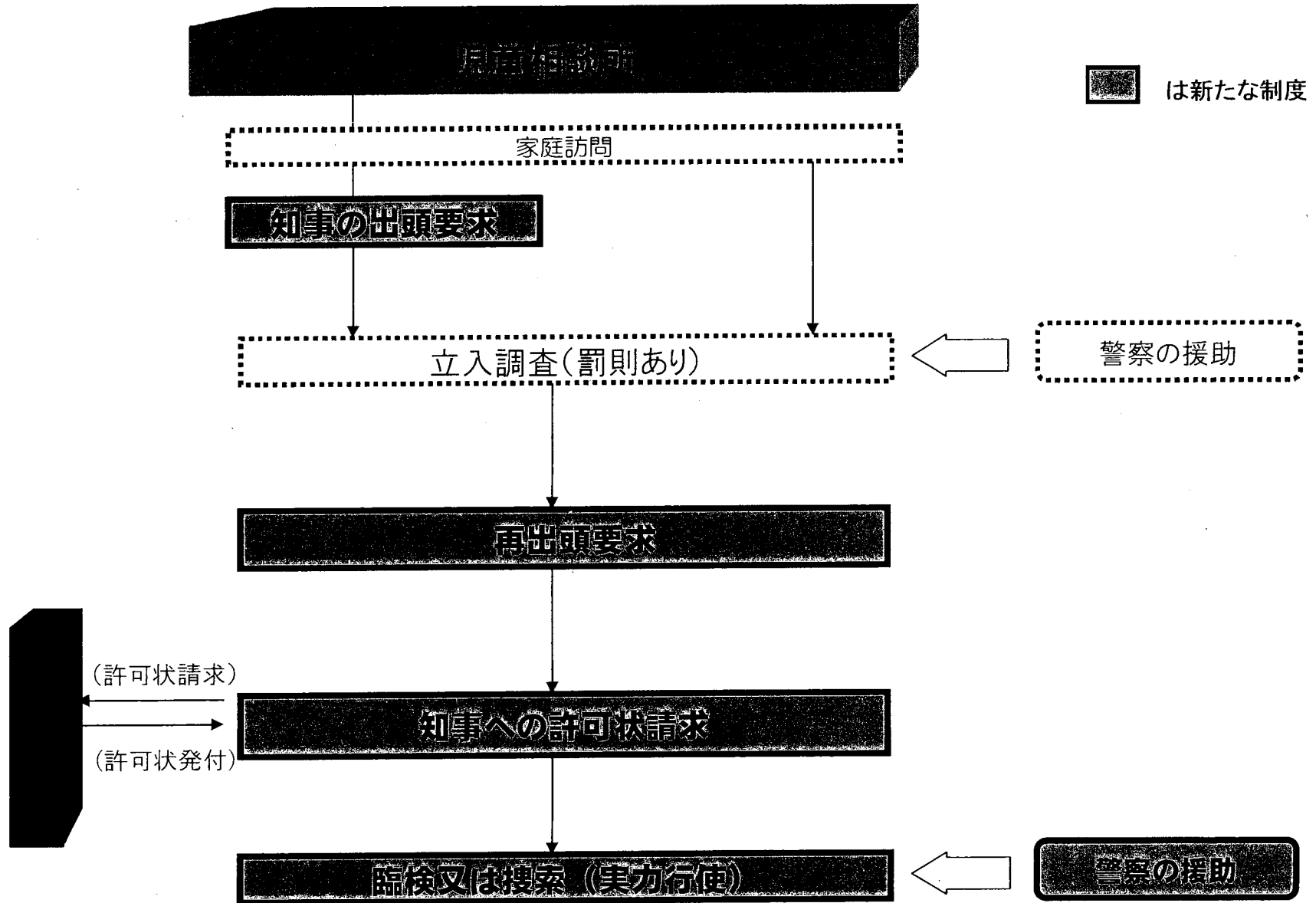
- 児童虐待を行った保護者に対する指導に係る都道府県知事の勧告に従わなかった場合には、一時保護、施設入所措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 施設入所等の措置を解除しようとする際には、保護者に対する指導の効果等を勘案するものとする。

4 その他

- 法律の目的に、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記すること。
- 国及び地方公共団体は、重大な児童虐待事例の分析を行うこととすること。
- 地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会の設置に努めなければならないものとする。

など

児童の安全確認・保護のプロセス



面会・通信制限の強化等について

	改正前	改正後
<p>一時保護</p> <p>・虐待等により、児童を保護者から一時的に分離する必要がある場合に行われる児童の緊急保護</p>	なし	<p>面会・通信制限</p> <p>※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行</p>
<p>同意入所等</p> <p>・保護者の同意の下に行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置</p>	なし	<p>面会・通信制限</p> <p>※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行</p>
<p>強制入所等</p> <p>・保護者の同意のないまま、家庭裁判所の承認を得て行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置</p>	面会・通信制限	<p>面会・通信制限</p> <p>+</p> <p>接近禁止命令（罰則あり）</p>

児童虐待防止対策の強化について

	法改正による対応	法改正以外による対応（○：予算等 ●：運用見直し）
発生予防		<ul style="list-style-type: none"> ○ 生後4か月までの全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん事業」）の創設 ○ 地域子育て支援拠点の拡充
早期発見 ・ 早期対応	<p>[安全確認等の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待通報を受けた際の児童相談所等の安全確認の義務化 ・ 市町村等が立入調査・一時保護の実施が適当と判断した場合の児童相談所長等への通知を制度化 ・ 安全確認に関する保護者に対する出頭要求の制度化 ・ 立入調査を拒否、かつ、重ねての出頭要求に応じない場合の開錠等を伴う立入調査の創設 ・ 立入調査拒否の罰金額引き上げ（30万円以下→50万円以下） ・ 国及び地方公共団体が重大な虐待事例の分析を行うことを義務化 <p>[市町村の機能強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）設置の努力義務化 <p>[情報共有の徹底]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体間で児童虐待に関連する必要な情報を利用提供できる旨を明確化 	<p>[通告受理、安全確認等の基本ルールの徹底]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 虐待情報は全て通告として受理・記録し、緊急受理会議を開催する旨を徹底 ● 48時間以内に直接目視での安全確認を実施するようルール化 ● きょうだい事例はハイリスクケースとして、積極的対応を講じる旨を明確化 ● 児童相談所が担当する在宅虐待事例は全て定期的に状況を会議で検討 <p>[児童相談所の体制整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司の充実（人口170万人規模で25人→28人） ○ 一時保護所の充実（一時保護施設等緊急整備計画） <p>[市町村の機能強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が児童相談所OB等を地域協議会へ派遣・配置 ○ 地域協議会の機能強化等のための地方財政措置の充実 <p>[情報共有の徹底]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所による地域協議会への必要な情報提供の義務化 ● 地域協議会において、全ての虐待事例の進行管理台帳を作成し、状況等を定期的に確認する仕組みを導入
保護・支援	<p>[面会通信制限等の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への面会通信制限を一時保護等にも拡大 ・ 強制入所措置を行った場合の保護者に対する児童への接近禁止命令（罰則付き）の創設 <p>[保護者が指導に従わない場合の措置の明確化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者指導に係る勧告に従わない場合において、一時保護、施設入所措置、親権喪失宣告の請求等を行うことを明確化 <p>[児童相談所長による親権の行使]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所長が、未成年後見人が選任される等までの間、親権を行使できる制度を創設 	<p>[施設退所後の支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設を退所する児童の就職、住居の賃借の際の施設長による身元保証制度を創設

改正法の施行スケジュールについて

平成19年

7月～ 9月 関係省庁と連携しつつ、検討

10月 地方公共団体への素案の提示

平成20年

2月 省令公布・通知発出・マニュアル配布
地方公共団体への制度・運用の説明

4月 改正法施行

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正のポイント

第1 背景

「児童虐待の防止等に関する法律」、いわゆる児童虐待防止法は、超党派の議員立法により平成12年5月17日に制定（同年11月20日に施行）されたが、これまで、平成16年4月（H16.4.7 成立、4.14 公布）に改正が行われ、同年10月の改正法施行後、本年で3年目を迎えている。

この間、関係者による児童虐待防止に向けた取組が進められてきたが、一方で、児童虐待の事例は減少しておらず、児童相談所に寄せられる児童虐待の相談対応件数は平成18年度（速報値）において37,343件と過去最高を記録し、厚生省が児童虐待の統計を取り始めた平成2年度の約3.4倍、法施行前の平成11年度の約3倍と年々増加している。また、我が国においては、把握されているだけで毎年50件前後の虐待による死亡事例が発生しており、ほぼ毎週こうした子どもの虐待死が生じている。さらに、子どもが巻き込まれた心中事件まで含めると、保護者によりさらに多くの子どもが死に至っている状況にある。このような痛ましい事件を防ぐためにも、児童虐待は、今日なお、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっている。

一方、前回の平成16年改正法附則においては、法施行後3年以内に、児童の住所等における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方等について、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定された。

この改正法の見直し規定を踏まえ、また、先に述べた制度改正後の状況に鑑み、児童虐待の防止等に関する施策をさらに強化するため、昨年11月より、超党派の国会議員により構成された「児童虐待防止法見直し勉強会」において、議員立法による改正法案提出に向けた取組が進められた。

その結果、本年4月26日、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会または通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置を明確にするための規定の整備等を行う「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、5月25日成立したところである。同改正法は6月1日に公布され、平成20年4月1日より施行されることとなっている。

第2 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正関係

1 目的（第1条関係）

この法律の目的として、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記するものとされたこと。

- 第1条の法の目的規定において「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記することとされたが、これは、児童虐待の防止等に関する施策があくまでも児童の権利利益の保護を目的とすることを明確化したものである。

2 国及び地方公共団体の責務等（第4条関係）

- (1) 国及び地方公共団体の責務に、児童虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」を加えるものとされたこと。
- (2) 国及び地方公共団体の責務に、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」を加えるものとされたこと。
- (3) 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとされたこと。

(1) 医療の提供体制の整備に係る責務

- 現在、児童虐待対応に関し、医療機関については、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際に、通告をためらう事例がみられること、虐待を受けた児童に対する著しい情緒・行動の問題や精神障害への治療的関わりなどの専門的な対応ができる機関が少ないことなどの課題が指摘されている。このため、地域の実情に応じて、
 - ① 児童虐待を受けたと思われる児童について、医療機関から児童相談所、市町村保健センター等の適切な機関に必要な情報が迅速に提供されるシステムの構築を図るとともに
 - ② 虐待を受けた児童に対して、適切な、医学的な評価、治療が行われるための体制の整備が必要となっている。
- こうした問題意識を踏まえ、今回の改正においては、こうした医療提供体制を整備すべき旨を明確化するため、国・地方公共団体の責務として「医療の提供体制の整備」に努める旨規定されたものである。

(2) 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析（検証）の責務

- 児童虐待による死亡事例など重大な事件の再発を防止するためには、発生した要因や制度・運用の問題点を把握していくことが必要であり、そのためには事例の検証が重要である。

- こうした認識の下、国においては、平成16年より、社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置し、児童虐待による死亡事例等の分析・検証及び3回にわたる報告書の作成が行われてきているが、一方、地方公共団体においては、未だ死亡事例の多くについて検証作業が行われていない状況にある。

※ 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第三次報告）によれば、平成17年1月1日から12月31日までの間の虐待による死亡事例のうち、地方公共団体において検証が行われた事例は、有効割合で見ると、22例(47.3%)であり全体の半数に満たなかった。

- このため、今回の改正では、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方についての分析（検証）の責務が規定されることとなったところである。今後は、国及び地方公共団体それぞれにおいて、死亡事例等の分析・検証を通して、児童虐待防止対策が進展することが期待される。
- なお、国において検証作業を担当している「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」においては、6月22日に第3次報告が取りまとめられたところであるが、その中で、地方公共団体における虐待による死亡事例等の検証作業の参考となるよう、その基本的考え方等について示されており、今後は、同考え方等を参考に作業を進めることが望ましい。

(3) 親権を行う者の責務

- 親権については、民法において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定されており、権利であると同時に義務であるとされている。今回の改正に当たっては、こうした親権の義務的側面にも鑑み、また、親権の行使と児童の権利利益は整合的である必要があるとの観点から、法律上、「親権の行使に当たって、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない」旨が明記されることとなった。

3 安全確認義務（第8条関係）

- (1) 市町村、福祉事務所の長及び児童相談所による児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務であったのを改め、安全確認のために必要な措置を講ずることを義務化するものとされたこと。
- (2) 市町村又は福祉事務所の長は、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事又は児童相談所長に通知するものとされたこと。

(1) 安全確認措置の義務化

- 現行法の第8条においては、通告を受けた児童相談所長等が児童の安全の確認を行うことを努力義務としているが、対応の遅れなどにより、虐待死に至るなど痛ましい事件が生じていたところである。
- このため、今回の改正により、児童虐待の通告に対する児童相談所等の対応に万全

を期すため、通告を受けた児童相談所長等に対し、児童との面会等の児童の安全を確認するための措置を講ずることを義務づけることとされたものである。

- なお、既に、今回の法改正に先んじて、本年1月に改正された児童相談所運営指針等においては、通告があった場合、児童相談所は、各自治体が定めた所定時間以内に子どもを直接目視することにより安全確認を行うこととされ、その所定時間は48時間以内とすることが望ましい旨が明記されている。

※ 平成19年4月1日現在、児童相談所設置自治体の9割で48時間以内での安全確認が実施され、他の自治体でも今年度内にこうした安全確認に関する時間ルールを定める予定となっている。

- ちなみに、今回の改正においては、保護者に対する都道府県知事による出頭要求の制度化、裁判官の許可状を得た上で行う開錠等を伴う立入といった新たな制度が創設されているが、これらは、努力義務になっていた児童の安全確認が義務化されたことに伴い、より実効性のある安全確認手段として、新たに設けられたものと位置づけられる。

(2) 市町村等による立入調査、一時保護の実施等に係る児童相談所長への通知

- これまで虐待死事件が相次いだことを踏まえれば、児童の確実な安全確認や安全確保に向けて、児童相談所（都道府県知事）と市町村等との一層の連携を図ることが必要である。このため、児童相談所だけでなく、住民に身近な市町村等においても、要保護児童等の見守り等を行う中で、立入調査等の必要性を把握した場合には、その旨を児童相談所（都道府県知事）に通知することで、迅速な立入調査や一時保護の実施を確保することが適当である。

- したがって、今回の改正においては、市町村又は福祉事務所の長は、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長（都道府県知事）に通知することとされた。

なお、既に今回の改正に先んじて、本年1月に「市町村児童家庭相談援助指針」が改正され、同様の仕組みが事実上導入されているほか、「児童相談所運営指針」の改正により、逆に児童相談所においても、疾病等や仕事の事由等により家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合や養育困難家庭として養育支援の必要性が認められる場合には、子育て支援短期利用事業や育児支援家庭訪問事業の活用について、市町村に通知するものとしている。

4 出頭要求（第8条の2関係）

- (1) 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされたこと。
- (2) 都道府県知事は、保護者が(1)の出頭の求めに応じない場合、立入調査その他の必要な措置を講ずるものとされたこと。

- 従来の制度では、例えば、呼びかけに対し全く応答がないが住居内で虐待の行われている疑いがある事例、いわゆるネグレクトなどの事例については、子どもの安全確認に時間を要していた実態がある。

このため、今回の改正により、これらの場合により効果的に安全確認を行うための選択肢の一つとして、新たに出頭要求の制度が設けられ、保護者に対して子どもを同伴して出頭することを求めることができることとされた。

- この出頭要求は、厚生労働省令で定めるところにより、保護者に対して、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき子どもの氏名その他必要な事項を記載した書面により告知することとされている。
- なお、この出頭要求に応じない場合には、安全確認に向けて次のステップに移行し、法第9条の立入調査その他の必要な措置を講じるものとされている。

5 再出頭要求（第9条の2関係）

都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされたこと。

- 第8条の2と同様に、子どもの安全確認のための新たな制度として、再出頭要求が設けられた。ただし、本条の再出頭要求は、正当な理由なく立入調査を拒否したことが要件とされる。
この場合も、第8条の2第2項に定める手続が準用されており、必要な事項を記載した書面により告知することが必要である。
- なお、裁判官の許可状を得た上で行う第9条の3の臨検等は、一定の手続を経た上で実施されることが必要との判断から、必ず本条の再出頭要求が行われ、保護者がこれに応じないことが要件とされている。

6 臨検等（第9条の3から第10条の5まで関係）

- (1) 都道府県知事は、保護者が5の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができるものとされたこと。
- (2) 警察署長に対する援助要請その他の臨検等に当たって必要な手続等を定めるものとされたこと。

- 現行制度では、安全確認等が必要な場合、都道府県知事が必要に応じて警察の援助を受けて立入調査を実施することとされている。しかしながら、立入調査を実施した事例の中には、保護者の拒否等によりこれを執行できず、繰り返しの訪問など児童相談所等が膨大な労力を費やして安全確認を行っている事例(※)が存在し、関係者からは、保護者の強い拒否や抵抗があっても、児童の安全確認のために確実に立入調査が可能な制度の創設が望まれていた。

※ 平成18年に厚生労働省が実施した調査では、平成17年度中に実施した立入調査207件のうち、保護者の拒否、抵抗により立入調査を執行できなかった事例が8件存在。

- 現行制度でも、現に保護者による児童への加害行為がまさに行われようとしており、当該児童の生命身体に危害が切迫している場合等、警察官職務執行法の対象となるような事例については、警察官が状況に応じて強制的に解錠するといった実力行使も可能と解されている。しかし、ネグレクトのように児童を直接目視できないような場合には、児童の状況自体把握できず、こうした強制的な立ち入りが困難な場合も想定される。
- このため、今回の改正においては、こうした事例にも対応可能となるよう、司法の関与による解錠という実力行使を伴う新たな立入制度が設けられたものである。

なお、今回創設された立入制度は、あくまでも現行法下で可能な立入調査を実施しても、頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて例外的に実施されることが想定されており、まずは迅速な安全確認が要請されている中で、来年4月の改正法施行後においても、大多数のケースは、第9条に基づく従前の立入調査により安全確認が行われるものと考えている。
- 本条に基づく立入制度(臨検等)は、
 - ① 第8条の2による出頭要求を行い、この求めに応じない場合に、第9条の立入調査を実施し、当該立入調査を正当な理由なく拒否等をしたとき、又は、
 - ② 第9条による立入調査を行い、当該立入調査を正当な理由なく拒否等をしたとき、第9条の2による出頭要求を行い、これにも応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全確認又は安全確保のため、児童の福祉に関する事務に従事する職員が、裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、実施することができるものである。
- 裁判官の許可状を得ることが要件とされているのは、そもそも憲法第35条第1項において、

「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条(注：現行犯)の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。」

とされ、令状の発せられる場合を除き、住居への不可侵が定められていることによる。従来は、憲法第35条に基づく住居不可侵の例外としては、刑事訴訟法に基づく犯罪捜査等の場合のみ令状に基づいて住居に立ち入ることが認められてきたが、今回の改正ではこれらのほか、児童虐待防止の観点から、児童の安全確認又は安全確保のために、裁判官の許可状に基づき強制的に住居に立ち入ることが認められることとなったものである。

このような本立入制度の特殊性から、本条第6項においては、
「第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。」

と規定されたところである。
- 裁判官が許可状発付の可否を判断するため、裁判官に提出すべき資料が法律上規定されており、第3項においては、

- ・児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料
- ・臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料
- ・保護者が第9条の立入調査を拒むなどしたこと及び第9条の2の出頭の求めに応じなかったことを証する資料

を提出しなければならないこととされている。

- 許可状により可能となる行為は、児童の住所若しくは居所を「臨検」すること、又は児童を「搜索」することである。これらの行為は、警察官が前面に立って行うものではなく、都道府県知事が、児童福祉に関する事務に従事する職員に行わせるものであるが、実力行使を伴い、住居等に立ち入ることについては「臨検」を、住居その他の場所につき、強制処分として人の発見を目的として捜し出す行動を「搜索」を用いるのが通例であり、本条の規定ぶりとなった。
 なお、第9条の立入調査は、行政調査としての立入調査であり、立入等を拒んだ者について罰則を定めることにより、調査の実効性を担保しようとするものである。一方、本条の臨検・搜索は、第9条の立入調査が拒否され、かつ、その後の出頭要求にも応じない場合において、児童虐待の疑いがあるときに、裁判官の許可状を得た上で解錠等の実力行使を伴う住居等への立入や児童の搜索を可能とするものである。両者は、前者が罰則という間接的な強制により調査の実効性を担保しようとするものであるのに対し、後者が必要とあれば物理的実力の行使を伴って直接的に児童の安全確認又は安全確保をしようという点で、異なるものである。
- 第9条の3第1項において、都道府県知事は、児童福祉に関する事務に従事する職員をして、臨検又は搜索をさせることができる旨規定されているほか、第9条の7において、児童福祉に関する事務に従事する職員は、臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分を行うことができるものと規定されている。
- 警察との関係では、先に述べたとおり、この臨検等はあくまでも警察官ではなく、児童福祉に関する事務に従事する職員が行うものであり、児童相談所長は、必要があると認めるときは、警察署長に対し援助を求めることができることとされている。
- 臨検等については、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの夜間の執行が制限されるほか（日没前に開始した場合を除く。）、これらの処分を受ける者に裁判所の許可状を提示しなければならないこととされているとともに、身分証明証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないものとされている。
- また、臨検又は搜索をするときは、児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者を立ち会わせることとされ、これができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち会わせなければならないとされている。
- 児童福祉に関する事務に従事する職員は、臨検又は搜索をしたときは、調書を作成し、立会人の署名押印を求め、かつ、都道府県知事にその結果を報告することとされ、都道府県知事は、臨検等の実施状況について、都道府県児童福祉審議会に報告することとされている。

- なお、臨検等に係る処分については、行政手続法の不利益処分の手続や行政不服審査法の適用除外とされているほか、行政事件訴訟法の規定による差止めの訴えを提起することができないこととされている。

7 児童虐待を行った保護者に対する指導（第11条関係）

- (1) 児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わなかった場合には、当該保護者の児童について、都道府県知事が一時保護、強制入所措置その他の必要な措置を講ずる旨を明記するものとされたこと。
- (2) 児童虐待を行った保護者が、保護者に対する指導に係る勧告に従わず、その児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求を行うものとされたこと。

(1) 保護者が勧告に従わない場合の強制入所等の措置の実施

- 児童相談所は、虐待の再発を防止する観点から、虐待を行った保護者に対して、子どもへの接し方や生活環境の改善等の指導を行い、虐待再発の危険性がなくなった場合において、親子の再統合を図ることが想定されている。

しかしながら、保護者の中には、児童福祉施設への入所には同意しているが、児童福祉司等による指導にも従わず、子どもを施設に預けたままで面会にも現れないといった者もあり、このような場合、児童の愛着形成その他適切な養育環境の確保の観点から、里親委託などへの措置変更が適当な事例も見られる。

- また、現行制度では、第11条第3項において保護者に対する指導に従わない事例については、都道府県知事が指導を受けるよう勧告することができる旨規定されているが、実際には、勧告後の対応が明確でない等の理由から活用されていない現状がある。

- このため、今回の改正においては、保護者への指導の実効性を高めるとともに、児童の心身の安全や適切な養育環境の確保を図る観点から、都道府県知事の勧告に従わない場合にはさらなる措置を講じていくことを明確化するため、第11条第3項の規定により、都道府県知事の勧告について、保護者が従わない場合において必要があると認めるときは、都道府県知事が一時保護、児童福祉法第28条第1項の強制措置（入所・里親委託）その他の必要な措置を講ずる旨を明記するものとされた。

(2) 保護者が勧告に従わない場合の親権喪失宣告の請求

- さらに、(1)の措置を講じてもなお、保護者が勧告に従わない事例も想定されることから、今回の改正においては、児童相談所長は、第11条第3項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の6の規定による親権喪失宣告の請求を行うものとされた。

8 面会等の制限等（第12条から第12条の4まで及び第17条関係）

（1）一時保護及び同意入所（※1）の場合にも、強制入所（※2）の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとされたこと。

※1 同意に基づく里親委託を含む。以下同じ。

※2 同意に基づかない里親委託を含む。以下同じ。

（2）都道府県知事は、強制入所の場合において、（1）により面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができるものとされたこと。この命令の違反につき、罰則を設けるものとされたこと。

（1）面会・通信制限の対象拡大

- 現行制度においては、強制入所の場合、児童相談所長又は施設長は、保護者について児童との面会又は通信を制限することができることとされ、同意入所の場合において、強制入所への切替えを前提に一時保護を行ったときも含め、一時保護が加えられている児童について、強制入所の承認の申立てがあった場合は、家庭裁判所は、申立てにより、承認の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、審判前の保全処分として、面会・通信を制限することができることとされている。
- しかしながら、實際上、一時保護を行った直後に保護者が強引な児童の引き取りを行おうとしたり、保護者が施設入所措置には反対していないものの、子ども自身の心身の状況から判断して面会・通信を制限することが適当であるような場合もある。このため、今回の改正においては、一時保護、同意入所の場合についても、児童相談所長等が、保護者に対して面会・通信制限を行うことができることとされたものである。
- 後述するとおり、面会及び通信の全部を制限していることが、第12条の4による都道府県知事の接近禁止命令の要件とされていること等から、当該制限の状況が都道府県知事において把握できるよう、施設長が制限を行った場合又は行わなくなった場合には児童相談所長に通知するものとされている。
- また、今回の改正では、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は児童の住所又は居所を明らかにしないものとされた。
- 併せて、今回の改正では、第12条の2第1項が改正され、同意入所から一時保護を経て強制入所とすることのできる要件について、従来の「保護者が児童との面会・通信を求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童の保護に支障をきたすと認めるとき」を「保護者が児童の引渡しを求めること、保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるとき」とすることとされた。
これにより、面会・通信制限に従わないこと、その他の事情から当該児童について、当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが

困難であると認める場合には、児童相談所長は、強制入所への移行を前提として一時保護を行うことができることを明確にしたところである。

- なお、第12条の3については、第12条の2と異なり、同意入所を経ないで一時保護が行われている場合を想定し、今回新たに規定されたものである。

(2) 接近禁止命令の創設

- 現行制度では、児童相談所長等が保護者に対して児童との面会・通信を制限している場合であっても、これに反して保護者が学校への登下校時に児童に接触し、又は児童を強制的に連れ帰るような、施設外での接触・強制的引き取りの事例や、施設の外からハンドマイク等によって児童に呼びかける等の事例が見られるところであり、児童の安全や精神・心理面に与える影響が懸念されているところである。
このため、今回の改正においては、都道府県知事は、
 - ア) 強制入所の措置が採られ、
 - イ) 保護者について児童との面会及び通信の全部が制限されており、
 - ウ) 児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6月を超えない期間を定めて、保護者に対して、児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができる接近禁止命令の制度が創設された。この命令に違反した場合には、児童虐待防止法第17条により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとされている。
- 一時保護や同意入所の場合には、上記の要件アに該当しないため、接近禁止命令を命じることができない。このため、同命令が必要となる場合、第12条の2や第12条の3の規定に基づき、強制入所に移行していくことが必要となる。
- 禁止される保護者の行為である「児童の身辺につきまとい」とは、保護者がしつこく児童の行動に追従することをいい、「はいかい」とは、保護者が理由もなく児童の住居などその通常所在する場所の付近をうろつくことをいう。
なお、この「はいかい」については、児童の住所若しくは居所、学校等のほか、通学路など児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路の付近についても行ってはならないこととされている。
- 接近禁止命令は、6ヶ月を超えない期間を定めて行われる。
なお、この有効期間は、児童の保護のため特に必要がある場合には、6ヶ月を超えない期間を定めて更新することができるものとされている。
- 当該接近禁止命令は、特定の者を名あて人として、これに一定の作為・不作為の義務を課すものであることから、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分該当する。このため、同法第13条により、名あて人となるべき者について意見陳述の手続を執らなければならないが、同条によれば、当該命令に関して意見陳述のための手続としては、「弁明の機会の付与」を行えば足りることになる。
しかしながら、本条による接近禁止命令が、罰則を伴うなど面会・通信の制限以上に厳しい内容のものであること等を勘案し、都道府県知事は、保護者の権利保護の観点から、より手厚い手続である「聴聞」を特に行うこととしている。
また、接近禁止命令を行う場合、厚生労働省令で定める必要事項を記載した書面により行うことになる。これは、命令に係る期間を更新する場合も同様である。

- 接近禁止命令の要件たる強制入所の措置が解除、停止又は他の措置への変更がされた場合や、第12条第1項の面会・通信制限の全部又は一部が行われなくなった場合、当該命令はその効力を失うこと等とされている。

また、接近禁止命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、当該命令を取り消すことが必要である。

9 施設入所等の措置の解除（第13条関係）

都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされたこと。

- 現行制度において、過去、保護者に対するアセスメントが十分でなく安易に施設入所の措置解除が行われて死亡につながった例が見られたことから、措置解除に際してのアセスメントを強化する必要性が指摘されていた。

このため、今回の改正においては、都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果など厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならないとされたところである。

- これにより、措置解除に当たっては、より厳格なアセスメントの実施とともに、親子再統合に向け、より実効的な保護者指導の実施が求められることとなる。

なお、国においては、法第11条と本条を受けて、現場における保護者指導及び当該指導の効果に関する適切なアセスメントが行われるよう、その標準化の作業を進めることとしている。

10 関係機関等相互の情報提供（第13条の3関係）

地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされたこと。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされたこと。

- 現行制度においても、同一の地方自治体内においては、要保護児童対策地域協議会の活用により円滑な情報交換・共有が図られてきているが、地方自治体をまたがって虐待対応を行っていた家庭が転居した場合などでは、例えば、児童相談所から前住所地の福祉事務所にケースの取り扱い状況を照会した際に、個人情報保護を理由にこれに協力してもらえないといった事例が生じており、地方自治体間の情報の交換・共有が課題となっていた。

- このため、今回の改正においては、地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該市町村長等の情

報利用に相当な理由があるときは、これを提供することができる旨明確化されたものである。

ただし、この資料又は情報の提供により、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、このような資料・情報の提供が認められないことは言うまでもない。

1 1 都道府県児童福祉審議会等への報告（第13条の4関係）

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会等に、立入調査、臨検・搜索及び一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事例等を報告しなければならないものとされたこと。

- 今回の改正により、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会等に、立入調査、臨検・搜索及び一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事例等を報告しなければならないものとされた。
- 立入調査や一時保護は子どもの生命・身体の安全に直結する業務であり、その適正な実施を確保することは重要であることから、第三者機関である都道府県児童福祉審議会等にこれらの実施状況を報告することとされた。この場合、市町村等による立入調査、一時保護の実施等に係る児童相談所長（都道府県知事）への通知が行われた事例についての対応状況も、同審議会等に報告する必要がある。
- また、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事案については、今回の改正により法第4条第5項においてその事例の分析（検証）の責務が明確化されたことに伴い、これを担保すべく、都道府県知事による都道府県児童福祉審議会への報告の責務が規定された。
これは、重大事例の分析（検証）は、①第三者的立場の者が参加していること、②守秘義務が課せられていること等から、都道府県児童福祉審議会において実施することが適当と判断されたことによるものである。

第3 児童福祉法の一部改正関係

1 要保護児童対策地域協議会（第25条の2関係）

地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならないものとされたこと。

- 要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が情報や考え方を共有し、適切に連携していくことが重要である。このような多数の関係機関から構成されるネットワークが有効に機能するためには、
 - ① 運営の中核となる機関を明確にするなど責任体制の明確化
 - ② 個人情報保護の要請が高まる中、医療機関、行政機関等の関係機関から児童の保護に必要な情報が円滑に提供されるためには、関係機関における情報の共有と個人情報保護の関係を明確にすることが必要である。

- このため、平成16年の児童福祉法の改正（平成17年4月施行）により、
 - ① 要保護児童等に関する情報の交換と支援の協力を行う機関として、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を法的に位置づけ、その運営の中核となる調整機関を置くこととし、
 - ② 協議会の構成員に守秘義務をかけた上で、関係機関に情報の提供等を求めることができることとするなどの措置が講じられている。

- しかし、この要保護児童対策地域協議会の設置をどのような体制の下で実施するかについては、各地方公共団体が判断すべきものであることから、同協議会については地方公共団体に設置することができる旨規定されるにとどまっていた。
それでも、序々にではあるが要保護児童対策地域協議会の設置は進展しており、平成19年3月31日現在において、約85%の市町村において同協議会（虐待防止ネットワークを含む。）が設置される見込みとなっている。

- しかしながら、こうした連携組織を未設置の市町村があるほか、守秘義務が課せられる同協議会に移行せず、虐待防止ネットワークにとどまっている市町村も見られるところである。このため、今回の改正においては、要保護児童対策地域協議会の設置について、これまで法律上「置くことができる」とされていたのを改め、「置くよう努めなければならない」と努力義務とされたものである。

- 国においては、本年5月18日、要保護児童対策地域協議会の設置・運営に必要なノウハウ等を取りまとめた「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル」を公表しており、今後、全市町村において、同マニュアルも参考にしつつ、できる限り速やかに協議会が設置されることが望まれる。
なお、国においては、市及び福祉事務所を設置する町村については、遅くとも平成19年度中に協議会を設置するようお願いしているところである。

2 未成年後見人請求の間の親権の代行（第33条の7関係）

児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされたこと。

- 現行法上、児童相談所長が公的な立場で未成年後見人となることはできないことから、適切な後見人候補者を見つけることができない一部の事例には、やむを得ず、児童相談所長が、私人の立場として未成年後見人となってきたものが見られる。
- このため、関係者からは、児童相談所長が公的な立場でその職務として後見の事務を行うことができることとする制度の創設が望まれていたことから、今回の改正により、児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求をした場合、その児童について親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされたところである。
- 本条第2項により児童相談所長が行使しうる親権の内容は、児童福祉法第47条第1項の児童福祉施設の長の親権と同様に、児童の監護教育、居所指定、懲戒、職業許可、財産管理、児童の財産に関する法律行為の代表等であって、一般的に民法が親権を行う者又は後見人に付与している権限を包括的に行使できるものと解される。
ただし、民法第797条の規定により15歳未満の児童に代わり養子縁組の承諾をする場合には、当該児童福祉施設の長の親権と同様に、法律上、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならないものとされている。これは児童の身分の変動は、児童の将来にとって重大なものであること等による。
- なお、児童の生命を脅かすような医療ネグレクト事例への対応については、関係者と協議を行いつつ、
 - ① 児童相談所長による親権喪失宣告の申立て
 - ② 審判前の保全処分として親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立てを行うために必要な書類及び手続のマニュアル化を図ることとしているところである。

3 罰則（第61条の5関係）

正当な理由がないのに立入調査を拒否した者に対する罰金の額を、30万円以下から50万円以下に引き上げるものとされたこと。

- 現行制度においては、法第9条の立入調査を正当な理由なく拒否等した場合、30万円以下の罰金に処するものとされていたが、運用上はその活用は図られてこなかったのが実情である。
- 他方、実際の立入調査拒否の事例の中には、悪質な事例も見られることから、今回の改正を契機として、国において、法第9条による立入調査拒否に係る罰則の活用に向けて、告発等が有効かつ円滑に行われるよう、関係省庁と連携してガイドラインの作成等を行うこととしているほか、改正法においても、同立入調査の実効性を担保する観点から、従来の30万円以下の罰金を50万円以下の罰金に引き上げることとされたところである。

（注）今後さらに精査する中で、内容の修正が有り得ることに留意願いたい。

児童虐待の防止等に関する法律及び 児童福祉法の一部を改正する法律要綱

第一 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正関係

一 目的(1条関係)

この法律の目的として、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記するものとする。

二 国及び地方公共団体の責務等(4条関係)

- 1 国及び地方公共団体の責務に、児童虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」と、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」を加えるものとする。
- 2 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとする。

三 安全確認義務(8条関係)

市町村、福祉事務所の長及び児童相談所による児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務であったのを改め、安全確認のために必要な措置を講ずることを義務化するものとする。

四 出頭要求(8条の2関係)

- 1 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとする。
- 2 都道府県知事は、保護者が1の出頭の求めに応じない場合、立入調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

五 再出頭要求(9条の2関係)

都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとする。

六 臨検等(9条の3から10条の5まで関係)

- 1 都道府県知事は、保護者が五の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができるものとする。
- 2 警察署長に対する援助要請その他の臨検等に当たって必要な手続等を定めるものとする。

七 児童虐待を行った保護者に対する指導(11条関係)

児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わなかった場合には、当該保護者の児童について、都道府県知事が一時保護、強制入所措置その他の必要な措置を講ずる旨を明記するものとする。

八 面会等の制限等(12条から12条の4まで及び17条関係)

- 1 一時保護及び同意施設入所措置の場合にも、強制施設入所措置の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとする。
- 2 都道府県知事は、強制入所措置の場合において、1により面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができるものとする。この命令の違反につき、罰則を設けるものとする。

九 施設入所等の措置の解除(13条関係)

都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとする。

十 関係機関等相互の情報提供(13条の3関係)

地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市

町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとする。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとする。

十一 都道府県児童福祉審議会等への報告(13条の4関係)

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会等に、立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事例等を報告しなければならないものとする。

第二 児童福祉法の一部改正関係

一 要保護児童対策地域協議会(25条の2関係)

地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならないものとする。

二 未成年後見人請求の間の親権の代行(33条の7関係)

児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとする。

三 罰則(61条の5関係)

正当な理由がないのに立入調査を拒否した者に対する罰金の額を、30万円以下から50万円以下に引き上げるものとする。

第三 その他

一 施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行するものとする。

二 検討

- 1 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討

を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律新旧対照表

(傍線部は改正部分)

○ 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)

改正案

現行

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互その他関係機関

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互その他関係機関

及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 5 4 略

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであつて、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

7 略

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げ

及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 5 4 略

5 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 略

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ児童福

る措置を採るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

〔出頭要求等〕

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴し

福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による児童相談所への送致を行うものとする。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

3 前二項の児童の安全の確認、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うよう努めなければならない。

〔新設〕

て出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となつた事実の内容、出頭を求めるとする日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事

する職員の入入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の入入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の入入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(臨検、搜索等)

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに

する職員の入入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の入入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十二条第五号の規定を適用する。

[新設]

[新設]

応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

2| 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3| 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。

4| 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は捜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付

しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。

6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者とその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

〔臨検又は搜索の夜間執行の制限〕

第九条の四 前条第一項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができ旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は搜索は、必要があるとき、日没後まで継続することができる。

〔許可状の提示〕

第九条の五 第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

(身分の証明)

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(臨検又は搜索に際しての必要な処分)

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たつて必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

第九条の九 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

2| 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 略

(調書)

第十条の二 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。た

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 略

(新設)

だし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができな
いときは、その旨を付記すれば足りる。

(都道府県知事への報告)

第十条の三 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を
終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならな
い。

(行政手続法の適用除外)

第十条の四 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成五年
法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第十条の五 臨検等に係る処分については、行政不服審査法（昭和
三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができな
い。

(行政事件訴訟の制限)

第十条の六 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和
三十七年法律第百三十九号）第三十七条の四の規定による差止め
の訴えを提起することができない。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 略

2・3 略

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に児童福祉法第三十三条の六の規定による請求を行うものとする。

(面会等の制限等)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合にお

(児童虐待を行った保護者に対する指導)

第十一条 略

2・3 略

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)(同法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られた場合においては、児童相談所長又は同号に規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限すること

(面会又は通信の制限等)

ける当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができ

る。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2| 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3| 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置

（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った

ができる。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置

（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者が当該児童の引渡し

保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めると、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

2
略

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合（前条第一項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであつて、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合に再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めると、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

又は当該児童との面会若しくは通信を求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童虐待を受けた児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により児童に一時保護を行うことができる。

2
略

〔新設〕

第十二条の四 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施

設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限

る。）が採られ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通路路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならないことを命ずることができる。

2| 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3| 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

〔新設〕

4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第四項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであつて、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

（施設入所等の措置の解除）

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするとき

（児童福祉司等の意見の聴取）

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするとき

は、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

〔資料又は情報の提供〕

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

〔都道府県児童福祉審議会等への報告〕

第十三条の四 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定す

は、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴かなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

る都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならぬ。

（罰則）

第十七条 第十二条の四第一項の規定による命令（同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

〔新設〕

○ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)

改正案

現行

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めなければならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

②⑤ 略

②⑤ 略

第二十五条の七 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

第二十五条の七 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 略

一・二 略

三 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 三略

四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

第三十三条の七 略

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 三略

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

第三十三条の七 略

権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬ。

第六十一条の五 正当の理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の六 略

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 略

〔新設〕

第六十一条の五 略

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 略

五 正当の理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(少年法の一部改正)

第三条 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

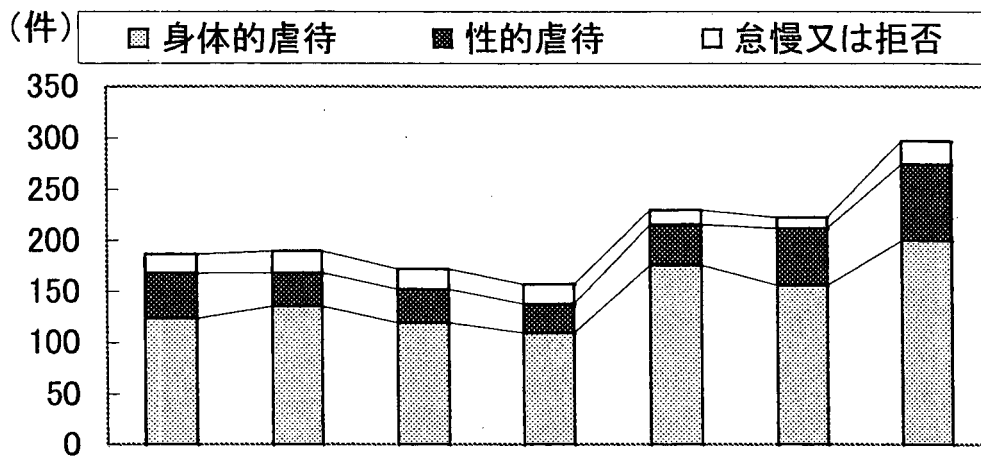
第三十七条第一項第四号中「第六十二条第六号」を「第六十二条第五号」に改める。

1 児童虐待事件の検挙状況

(1) 検挙件数等

検 挙 件 数	297件	前年比	75件 (33.8%)	増
検 挙 人 員	329人	前年比	87人 (36.0%)	増
被 害 児 童 数	316人	前年比	87人 (38.0%)	増

(2) 態様別検挙件数の推移



	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
身体的虐待	124	136	119	109	176	156	199
性的虐待	44	32	33	29	39	55	75
怠慢又は拒否	18	21	20	19	14	11	23
合 計	186	189	172	157	229	222	297

(3) 加害者と被害児童の関係等

- 実母が96人(29.2%)と最も多く、実父が86人(26.1%)、養・継父が56人(17.0%)、実母と内縁関係にある者が52人(15.8%)等。
- 被害児童の年齢は、1歳未満が42人(13.3%)と最も多く、6歳以下の児童が139人(44.0%)と高い割合。

2 児童が死亡した児童虐待事件の検挙状況

(1) 検挙件数等

死 亡 児 童 数	59人	前年比	21人 (55.3%)	増
-----------	-----	-----	-------------	---

(2) 加害者と被害児童の関係等

- 実母が33人(53.2%)と最も多く、実父が16人(25.8%)、養・継父が5人(8.1%)、実母と内縁関係にある者が4人(6.5%)等。
- 被害児童の年齢は、1歳未満が15人(25.4%)と最も多く、6歳以下の児童が50人(84.7%)と高い割合。

3 少年法の改正について

少年法改正に関するポイント Q & A

平成19年5月25日、参議院本会議において、少年法改正法案が可決され、成立しました。この法案については、衆議院において、与党議員提出案による修正がなされています。なお、この改正法は、同年6月1日に公布されており、遅くとも同年11月中には施行されます。以下は、今回の法改正について、政府提出案及び衆議院での修正のポイントをまとめたものです。

Q1 今回の少年法の改正は、少年に対する処分を厳罰化しようとするものですか。

A 今回の法改正は、少年の健全育成のために、個別の事案やその少年の特性などに応じて、その少年に最も適切な処分を行えるようにするとともに、その前提となる事実関係の解明をしやすくするものであり、厳罰化を目的とするものではありません。

Q2 少年犯罪は増加したり凶悪化しているのですか。

A 少年による殺人、強盗、強姦、放火といった凶悪犯の発生件数は、昭和59年以降平成8年まで1,000件台だったものが、平成9年以降は2,000件を超える年が続きました。平成16年、17年は2000件を下回っていますが、なお予断を許しません。また、近年、いわゆる長崎市幼児誘拐殺人事件や佐世保市同級生殺人事件など、低年齢の少年による世間の耳目を集める重大事件が発生しています。最近の少年犯罪の特徴として、少年がささいなきっかけで凶悪、冷酷ともいえる犯行に走り、動機が不可解で、少年自身なぜそのような事件を引き起こしたのか十分に説明できない場合があるなど、従来の少年犯罪との質的な違いも指摘されています。

このような点から、少年犯罪は深刻な状況にあると思われます。

Q3 少年事件の手続の流れはどうなっているのですか。

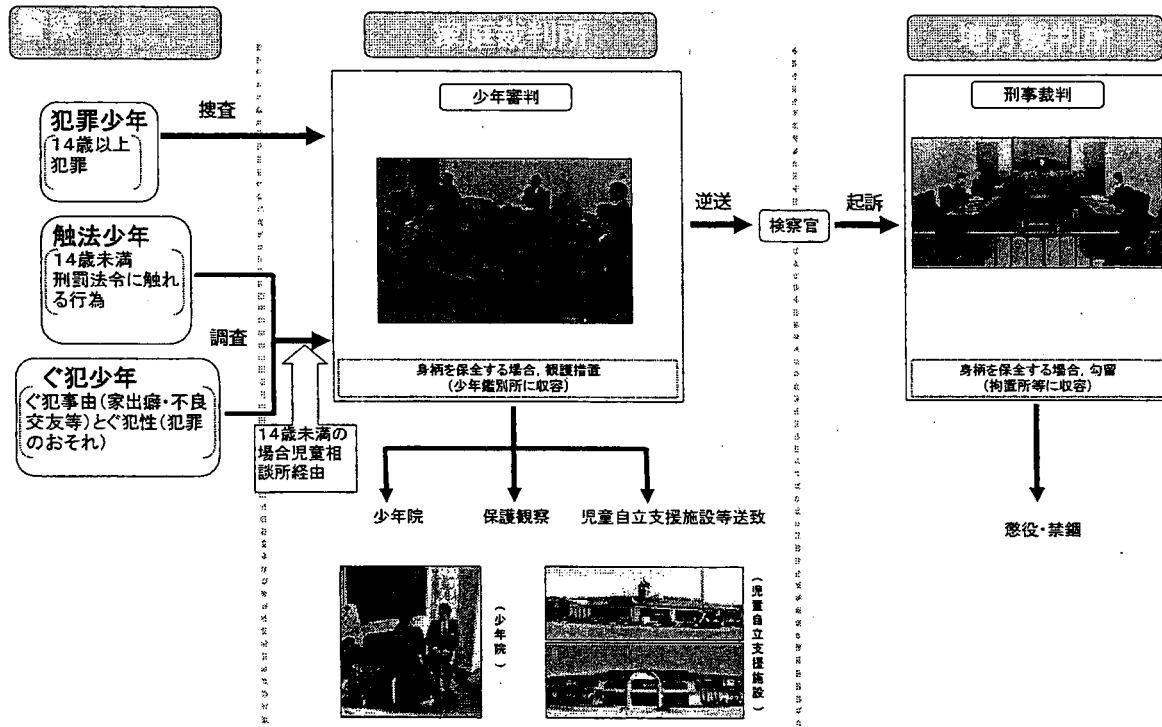
A 非行少年には、①犯罪を犯した14歳以上の少年（犯罪少年）、②刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年（触法少年）、③家出癖・不良交友などの事

由があり、将来罪を犯すおそれのある少年（ぐ犯少年）の3類型があります。

犯罪少年の事件については、成人の事件と同様に、警察や検察庁により捜査が行われ、触法少年、ぐ犯少年の事件については、犯罪ではありませんので、捜査ではなく、警察等により調査が行われます。これらの非行少年について、14歳以上の場合は、家庭裁判所に送致されます。14歳未満の少年の場合はまず児童相談所へ通告され、必要な場合には事件を家庭裁判所へ送致します。家庭裁判所での審判の結果、少年に対しては、少年院送致、保護観察、児童自立支援施設等送致の中から、立ち直りのために最もふさわしい処分が選択されます。

下表は、手続の流れを要約したものです。

少年事件手続の流れ



Q4 今回の法改正（政府提出案）のポイントは何ですか。

A 当初、政府が提出した案の具体的なポイントは、次の4点です。

- ① 警察官によるいわゆる触法少年及びぐ犯少年の事件の調査手続の整備
- ② 14歳未満の少年の少年院送致
- ③ 保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置
- ④ 一定の重大事件につき、国選付添人制度を新設

(注) ○いわゆる触法少年 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

○いわゆるぐ犯少年 家出癖・不良交友などの一定の事由があり、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

Q5 衆議院での修正のポイントは何ですか。

A 衆議院での修正は、国会での議論を踏まえ、自由民主党及び公明党の共同提案によりなされたもので、そのポイントは、次のとおりです。

- ① 触法少年に係る事件についての警察官の調査の要件を明確にするとともに、ぐ犯少年に係る事件についての調査の規定を削除すること
- ② 警察官の調査に関し、付添人の選任権など、少年の権利保護のための規定を置くこと
- ③ 少年院に送致可能な年齢の下限を設け、おおむね12歳とすること
- ④ 保護観察中の者に対する措置につき、遵守事項違反が新たな審判事由であることを明らかにすること
- ⑤ 国選付添人の選任について、少年が釈放された後は選任の効力が失われるという規定を削除すること

Q6 法改正により警察の調査権限を定める理由は何ですか。また、衆議院での修正で、ぐ犯少年の事件について、警察の調査権限の規定が削除された理由は何ですか。

警察の調査の権限について定めるのであれば、黙秘権の告知や付添人の立会いを認めることが必要ではないですか。

A ぐ犯少年や触法少年の立ち直りのための適切な処遇を行うためには、その非行事実を明らかにする必要があります。警察は、現在でも、任意に調査を行っていますが、法律上の根拠が明確でなく、支障が生じることがあるため、これを明確にする必要があることから、政府提出案では、警察官は、触法少年・ぐ犯少年の疑いがある場合は、調査することができるという規定を設けることにしました。

これに対し、衆議院での修正では、ぐ犯少年の事件についての警察の調査権限の規定が削除されました。これは、調査の対象が広がり過ぎるなどとの意見を踏まえて、あえて明文の規定を置くことを控えたものです。したがって、現在のぐ犯少年についての警察の調査を否定するものではなく、今後も同様の調

査は行われます。

なお、触法少年やぐ犯少年は、犯罪を犯したわけではなく、刑事処分を受けることはありませんので、刑事手続のように、黙秘権の告知を一律に義務づけることは相当ではありません。また、触法少年に対する調査では、迅速な真相解明とともに、事案の内容や個々の少年に応じた柔軟な対応が求められるため、一律に付添人の立会いを義務づけることも適当ではありません。しかし、低年齢の少年の特性に配慮して調査を行うことは当然であり、衆議院での修正により、①少年及び保護者の付添人選任権、②調査は少年の情操の保護に配慮しつつ行うこと、③質問は強制にわたってはならないことなどの規定が盛り込まれています。

Q7 今回の法改正で、少年院に収容できる少年の年齢が引き下げられたのはなぜですか。

少年院の収容可能年齢の引下げに関する衆議院での修正は、どのような内容なのですか。小学生でも少年院に入れてしまうというのは、ひどいのではないですか。

A 現在の法律では、少年院に送ることができるのは、14歳以上の少年に限られています。しかし、14歳未満の少年であっても、凶悪・重大な事件を起こしたり、悪質な非行を繰り返すなど、内面に深刻な問題を抱える少年については、少年院で非行性を除いていく教育をすることが、本人の立ち直りのために適当な場合があります。また、施設のない開放施設である児童自立支援施設では対応が困難な少年もいます。例えば、同施設に入所中の少年が、職員への暴力等を繰り返し、14歳に達するのを待って少年院へ送られた例などもあります。

そこで、年齢によって一律に区別するのではなく、それぞれの少年が抱える問題に応じて、最もふさわしい処遇を選択できる仕組みとするため、政府提出案では、少年院に送る年齢の下限をなくし、14歳未満の少年であっても、家庭裁判所が「特に必要と認める場合に限り」、例外的に少年院に送致できることとしました。

これに対しては、例えば5歳や8歳の少年であっても少年院に入れられてしまうのではないかと、との懸念が示されたことから、衆議院での修正では、「おおむね12歳以上」の少年について、少年院に送ることとされました。ただ、少年院に送ることは、刑事責任を取らせることではなく、少年の立ち直り・育て直しを行うものです。

Q8 保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置を定める理由は何ですか。

これについての衆議院での修正の内容は何ですか。保護観察になった際
の事実を、二重に処分することになりませんか。

A 保護観察では、少年の更生のため、保護観察官や保護司が少年に対する遵守事項（約束事項）を守るように指導しており、保護観察官や保護司と少年との接触が不可欠となります。しかし、再三にわたる働きかけに反して、少年が遵守事項の違反を繰り返したり、全く会おうともしないなど、保護観察が機能しない場合があります。

そこで、今回の法改正では、少年が、遵守事項を守らず、保護観察を続けても本人の改善・更生が見込めない場合には、家庭裁判所が審判を行い、少年院等に送致することがあることを定めたものです。

この制度は、遵守事項を守らなかったという新たな事情を理由として、新たな保護処分を行うものですから、少年を二重に処分するものではありません。衆議院での修正は、この重い遵守事項違反が、家庭裁判所における新たな審判事由であることをより分かりやすくしたものです。

Q9 国選付添人制度に関する改正はどのようなものですか。これについての衆議院での修正は、どのようなものですか。

A 家庭裁判所における少年審判では、少年及び保護者は、自分で付添人を選任することができますが、現行法上、検察官が立ち会う場合を除いて、国選付添人を付ける制度はありません。

これに対し、今回の法改正では、殺人など一定の重大事件について、少年の身柄を少年鑑別所に収容する観護措置がとられている場合に、家庭裁判所が、公費で弁護士である付添人を付することができることにしています。

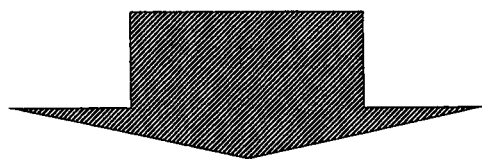
ただし、政府提出案では、審判を終了させる決定の前に少年が釈放された場合には、国選付添人選任の前提となる要件が欠けることになるため、国選付添人の選任の効力が失われることにしていましたが、衆議院での修正案では、少年が釈放された後も依然付添人の活動は重要であるとして、選任の効力は失われないこととされました。

少年法等の一部を改正する法律について

(平成19年5月25日成立, 6月1日公布, 公布から6か月以内に施行)

少年非行の現状

- 少年刑法犯の増加
(人口比)
- 高水準で推移する
凶悪犯
- いわゆる触法少年に
よる凶悪重大事件の
発生



調査手続の整備

① いわゆる触法少年に係る事件の調査手続の整備

- 触法少年の事件に係る警察の調査手続の整備
- 一定の事由に該当する触法少年の事件について, 警察官から児童相談所長への事件送致手続の整備
- 一定の重大事件に係る触法少年について, 都道府県知事又は児童相談所長は原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならないものとする。

保護処分の見直し

② 14歳未満の少年の保護処分の多様化

- 14歳未満(おおむね12歳以上)の少年についても, 家庭裁判所が特に必要と認める場合には, 少年院送致の保護処分をすることができるものとする。

③ 保護観察に付された者に対する指導を一層効果的にするための措置等の整備

- 保護観察所の長の遵守事項違反者に対する警告手続の導入
- 遵守事項を遵守せず, 保護観察では改善更生を図ることができないと認めるときは, 保護観察所の長の申請により, 家庭裁判所が少年院送致等の決定をすることができるとする規定の整備
- 保護観察所及び少年院の長による, 保護処分中の少年の保護者に対する指導, 助言等の規定の整備

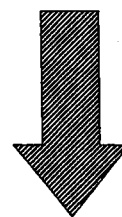
政府の取組

「青少年育成施策大綱」

- (H15.12.9 青少年育成推進本部決定)
- ～少年非行対策等社会的不適応への対応
- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(H15.12.18 犯罪対策閣僚会議決定)
- ～社会全体で取り組む少年犯罪の抑止

「司法制度改革推進計画」

- (H14.3.19 閣議決定)
- ～公的付添人制度について積極的な検討を行う。



少年審判の充実

国選付添人制度の導入

- 一定の重大事件について, 観護措置がとられている場合に, 家庭裁判所が少年に弁護士である付添人を付することができる制度の導入

少年法等の一部を改正する法律新旧対照条文

○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）

（傍線部分は改正部分）

>

新 条 文	旧 条 文
<p style="text-align: right;">（削る）</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 少年の保護事件</p> <p>第一節 通則（第三条―第五条の三）</p> <p>第二節 通告、警察官の調査等（第六条―第七条）</p> <p>第三節 調査及び審判（第八条―第三十一条の二）</p> <p>第四節 抗告（第三十二条―第三十六条）</p> <p>第三章 成人の刑事事件（第三十七条―第三十九条）</p>	<p style="text-align: right;">少年法目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 少年の保護事件</p> <p>第一節 通則</p> <p>第二節 調査及び審判</p> <p>第三節 抗告</p> <p>第三章 成人の刑事事件</p> <p>第四章 少年の刑事事件</p> <p>第一節 通則</p> <p>第二節 手続</p> <p>第三節 処分</p> <p>第五章 雑則</p> <p>附則</p> <p>（同上）</p> <p>（新設）</p>

第四章 少年の刑事事件

第一節 通則（第四十条）

第二節 手続（第四十一条—第五十条）

第三節 処分（第五十一条—第六十条）

第五章 雑則（第六十一条）

附則

第二節 通告、警察官の調査等

（通告）

第六条 家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

2 警察官又は保護者は、第三条第一項第三号に掲げる少年について、直接これを家庭裁判所に送致し、又は通告するよりも、先づ児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による措置にゆだねるのが適当であると認めるときは、その少年を直接児童相談所に通告することができる。

（削る）

（警察官等の調査）

第六条の二 警察官は、客観的な事情から合理的に判断して、第三条第一項第二号に掲げる少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を見つけた場合において、必要があるときは、事件について調査をすることが

第二節 調査及び審判

（通告）

第六条 （同上）

2 （同上）

3 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三条及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

（新設）

できる。

2| 前項の調査は、少年の情操の保護に配慮しつつ、事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。

3| 警察官は、国家公安委員会規則の定めるところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員（警察官を除く。）に調査（第六条の五第一項の処分を除く。）をさせることができる。

（調査における付添人）

第六条の三 少年及び保護者は、前条第一項の調査に関し、いつでも、弁護士である付添人を選任することができる。

（呼出し、質問、報告の要求）

第六条の四 警察官は、調査をするにいて必要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができる。

2| 前項の質問に当たつては、強制にわたることがあつてはならない。

3| 警察官は、調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（押収、搜索、検証、鑑定嘱託）

第六条の五 警察官は、第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をするにいて必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定の嘱託をすることができる。

2| 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）中、司法警察職員の行う押収、搜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同法第二百二十四条を除く。）は、前

（新設）

（新設）

（新設）

項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「司法警察員」とあるのは「司法警察員たる警察官」と、「司法巡査」とあるのは「司法巡査たる警察官」と読み替えるほか、同法第四百九十九条第一項中「検察官」とあるのは「警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、同条第二項中「国庫」とあるのは「当該都道府県警察又は警察署の属する都道府県」と読み替えるものとする。

(警察官の送致等)

第六条の六 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が第二十二条の二第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると史料するとき。

二 前号に掲げるもののほか、第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料するとき。

2| 警察官は、前項の規定により児童相談所長に送致した事件について、児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置がとられた場合において、証拠物があるときは、これを家庭裁判所に送付しなければならない。

3| 警察官は、第一項の規定により事件を送致した場合を除き、児童福祉法第二十五条の規定により調査に係る少年を児童相談所に通告するときは、国家公安委員会規則の定めるところにより、児童相談所に対し、同

(新設)

法による措置をとるについて参考となる当該調査の概要及び結果を通知するものとする。

(都道府県知事又は児童相談所長の送致)

第六條の七 都道府県知事又は児童相談所長は、前條第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により送致を受けた事件については、児童福祉法第二十七條第一項第四号の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三條及び第四十七條の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

第三節 調査及び審判

(事件の調査)

第八條 家庭裁判所は、第六條第一項の通告又は前條第一項の報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様とする。

2 (略)

(証人尋問・鑑定・通訳・翻訳)

第十四條 家庭裁判所は、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

2 刑事訴訟法中、裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳

(新設)

(新設)

(事件の調査)

第八條 家庭裁判所は、前二條の通告又は報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。検察官、司法警察員、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様である。

2 (略)

(証人尋問・鑑定・通訳・翻訳)

第十四條 (同上)

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)中、

及び翻訳に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

(児童福祉法の措置)

第十八条 家庭裁判所は、調査の結果、児童福祉法の規定による措置を相当と認めるときは、決定をもつて、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致しなければならない。

2 第六条の七第二項の規定により、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を付して、これに対してとるべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。

(国選付添人)

第二十二條の三 家庭裁判所は、前条第一項の決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならない。

2 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪のもの又は第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができる。

裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

(児童福祉法の措置)

第十八条 (同上)

2 第六条第三項の規定により、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を附して、これに対してとるべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。

(検察官が関与する場合の国選付添人)

第二十二條の三 (同上)

(新設)

3| 前二項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するものとす。

4| 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(保護処分決定)

第二十四条 家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならぬ。ただし、決定の時に十四歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第三号の保護処分をすることができる。

一 三 (略)

2 (略)

(保護観察中の者に対する措置)

第二十六条の四 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百二十二号)第四十一条の三第二項の申請があつた場合において、家庭裁判所は、審判の結果、第二十四条第一項第一号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守せず、同法第四十一条の三第一項の警告を受けたにもかかわらず、なお遵守すべき事項を遵守しなかつたと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、その保護処分によつては本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、決定をもつて、第二十四条第一項第二号又は第三号の保護処分をしなければならぬ。

2| 家庭裁判所は、前項の規定により二十歳以上の者に対して第二十四条第一項第三号の保護処分をするとき

2| 前項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するものとす。

3| 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(保護処分決定)

第二十四条 家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならぬ。

一 三 (略)

2 (略)

(新設)

は、その決定と同時に、本人が二十三歳を超えない期間内において、少年院に収容する期間を定めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による保護処分に係る事件の手続は、その性質に反しない限り、第二十四条第一項の規定による保護処分に係る事件の手続の例による。

(証人等の費用)

第三十条 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、旅費、日当、宿泊料を請求することができる。

3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

4 第二十二條の三第四項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八條第二項の規定により弁護士に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(費用の徴収)

第三十一条 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、参考人、第二十二條の三第三項の規定により選任された付添人及び補導を委託された者に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年鑑別所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 (略)

(証人等の費用)
第三十条 (同上)

2・3 (同上)

4 第二十二條の三第三項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八條第二項の規定により弁護士に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(費用の徴収)

第三十一条 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、参考人、第二十二條の三第二項の規定により選任された付添人及び補導を委託された者に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年鑑別所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 (略)

第四節 抗告

(抗告審における国選付添人)

第三十二条の五 前条第三項の決定があつた場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、抗告裁判所は、弁護士である付添人を付さなければならぬ。

2 抗告裁判所は、第二十二條の三第二項に規定する事

件(家庭裁判所において第十七條第一項第二号の措置がとられたものに限る。)について、少年に弁護士である付添人がなく、かつ、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、抗告審の審理に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができる。

(再抗告)

第三十五條 抗告裁判所をした第三十三條の決定に対しては、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、少年、その法定代理人又は付添人から、最高裁判所に対し、二週間以内に、特に抗告をすることができ、ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

2 第三十二條の二、第三十二條の三、第三十二條の五

第二項及び第三十二條の六から前条までの規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、第三十三條第二項中「取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければならぬ」とあるのは、「取り

第三節 (同上)

(事件が受理された場合の国選付添人)

第三十二條の五 (同上)

(新設)

(再抗告)

第三十五條 (同上)

2 第三十二條の二、第三十二條の三及び第三十二條の六から前条までの規定は、前項の場合に、これを準用

する。この場合において、第三十三條第二項中「取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければならぬ」とあるのは、「取り

い」とあるのは、「取り消さなければならぬ。この場合には、家庭裁判所の決定を取り消して、事件を家庭裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送することができ」と読み替えるものとする。

消さなければならぬ。この場合には、家庭裁判所の決定を取り消して、事件を家庭裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送することができ」と読み替えるものとする。

新 条 文	旧 条 文
<p>第一条の二 少年院における処遇は、個々の在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮し、その特性に応じて、これを行わなければならない。</p> <p>第二条 少年院は、初等少年院、中等少年院、特別少年院及び医療少年院とする。</p> <p>2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、<u>おおむね十二歳以上</u>のおおむね十六歳未満の者を収容する。</p> <p>3 中等少年院は、心身に著しい故障のない、<u>おおむね十六歳以上二十歳未満</u>の者を収容する。</p> <p>4 特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、<u>おおむね十六歳以上二十三歳未満</u>の者を収容する。ただし、十六歳未満の者であっても、少年院収容受刑者については、これを収容することができる。</p> <p>5 医療少年院は、心身に著しい故障のある、<u>おおむね十二歳以上二十六歳未満</u>の者を収容する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第十条 少年院の長は、矯正教育の便宜その他の理由により在院者を他の少年院に移送する必要があると認めるときは、その少年院所在地を管轄する矯正管区の長の認可を得て、これを移送することができる。</p> <p>2 前項の規定により在院者（少年院収容受刑者を除く。次項及び第十一条から第十二条の二までにおいて同じ。）を他の少年院に移送した場合には、移送</p>	<p>(新設)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、<u>十四歳以上</u>のおおむね十六歳未満の者を収容する。</p> <p>3・4 (同上)</p> <p>5 医療少年院は、心身に著しい故障のある、<u>十四歳以上</u>二十六歳未満の者を収容する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第十条 (同上)</p> <p>2 前項の規定により在院者（少年院収容受刑者を除く。次項、第十一条及び第十二条において同じ。）を他の少年院に移送した場合には、移送した少年院</p>

した少年院の長は、速やかに、本人を送致した裁判所にその旨を通知しなければならない。

3
(略)

第十二条の二 少年院の長は、必要があると認めるときは、少年（少年法第二条第一項に規定する少年をいう。）である在院者の保護者（同条第二項に規定する保護者をいう。）に対し、その在院者の監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げるため、指導、助言その他の適当な措置をとることができる。

の長は、速やかに、本人を送致した裁判所にその旨を通知しなければならない。

3
(新設)
(略)

新 条 文

（保護者に対する措置）

第三十六条の二 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、保護観察に付されている少年（少年法第二十一条第一項に規定する少年であつて、第三十三条第一項第一号又は第二号に掲げる者に限る。）の保護者（同法第二条第二項に規定する保護者をいう。）に対し、その少年の監護に関する責任を自覚させ、その更生に資するため、指導、助言その他の適当な措置をとることが出来る。

（遵守事項の特定及び指示）

第三十八条 少年法第二十四条第一項第一号の保護処分があつたときは、その処分を受けた者の保護観察をつかさどる保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、その処分をした裁判所の意見を聴き、これに基づいて、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。

2・3 （略）

（保護観察中の者に対する措置）

第四十一条の三 保護観察所の長は、少年法第二十四条第一項第一号の保護処分を受けた者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたと認めるときは、その者に対し、これを遵守するよう警告を発することができる。

2 保護観察所の長は、前項の警告を受けた者が、なお遵守すべき事項を遵守せず、その程度が重いと認める

旧 条 文

（新設）

（遵守事項の特定及び指示）

第三十八条 少年法第二十四条第一項第一号の保護処分があつたときは、その処分を受けた者の保護観察をつかさどる保護観察所の長は、その処分をした裁判所の意見を聞き、法務省令の定める範囲内で、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。

2・3 （略）

（新設）

ときは、少年法第二十六条の四第一項の決定の申請を
することができる。

○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

新 条 文

総合法律支援法

目次

第一章 第二章（略）

第三章 日本司法支援センター

第一節 第二節（略）

第三節 業務運営

第一款 業務（第三十条―第三十九条の二）

第二款（略）

第四節 第五節（略）

第四章（略）

附則

（国選弁護士等の選任態勢の確保）

第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選弁護士（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護士をいう。以下同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定に基づいて裁判所が少年に付する弁護士である付添人をいう。以下同じ。）の選任が行われる態勢の確保が図られなければならない。

（業務の範囲）

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成する

旧 条 文

総合法律支援法

目次

第一章 第二章（略）

第三章 日本司法支援センター

第一節 第二節（略）

第三節 業務運営

第一款 業務（第三十条―第三十九条）

第二款（略）

第四節 第五節（略）

第四章（略）

附則

（国選弁護人の選任態勢の確保）

第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選弁護士（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護士をいう。以下同じ。）の選任が行われる態勢の確保が図られなければならない。

（業務の範囲）

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成する

ため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 国の委託に基づく国選弁護士及び国選付添人(以下「国選弁護士等」という。)の選任に関する次に掲げる業務

イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ

、支援センターとの間で国選弁護人等の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士(以下「国選弁護士等契約弁護士」という。)の中から

国選弁護士等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。

ロ イの通知に基づき国選弁護人等に選任された国選弁護士等契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

四〇八 (略)

2・3 (略)

(業務方法書)

第三十四条 支援センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。

。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務

に関する事項、国選弁護人等の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、第三十九条第四項に規定する協力に関する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に

ため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 国の委託に基づく国選弁護人の選任に関する次に掲げる業務

イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ

、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士(以下「

国選弁護士等契約弁護士」という。)の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。

ロ イの通知に基づき国選弁護人に選任された国選弁護士等契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

四〇八 (略)

2・3 (略)

(業務方法書)

第三十四条 (同上)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

省令で定める事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務

に関する事項、国選弁護人等の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、第三十九条第四項に規定する協力に関する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に

関する事項

三 (略)

3 6 (略)

(国選弁護士等の事務に関する契約約款)

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護士等の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の契約約款には、国選弁護士等の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人等の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 4 (略)

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人等の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

(国選弁護士等契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に関し、国選弁護士等契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

する事項

三 (略)

3 6 (略)

(国選弁護人の事務に関する契約約款)

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護人の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の契約約款には、国選弁護人の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 4 (略)

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

(国選弁護士契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に関し、国選弁護士契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

(国選弁護士等の候補の指名及び通知等)

第三十八条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官は、刑事訴訟法又は少年法の規定により国選弁護人を付すべきときは、支援センターに対し、国選弁護人等の候補を指名して通知するよう求めるものとする。

2 支援センターは、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

3 支援センターは、国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人等に選任されたときは、その契約の定めるところにより、当該国選弁護人等契約弁護士に国選弁護人等の事務を取り扱わせるものとする。

(国選弁護人の報酬等請求権の特則等)

第三十九条 国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)第二条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人等契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、

(国選弁護人の候補の指名及び通知等)

第三十八条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官は、刑事訴訟法の規定により国選弁護人を付すべきときは、支援センターに対し、国選弁護人の候補を指名して通知するよう求めるものとする。

2 支援センターは、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

3 支援センターは、国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、その契約の定めるところにより、当該国選弁護人契約弁護士に国選弁護人の事務を取り扱わせるものとする。

(報酬等請求権の特則等)

第三十九条 国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)第二条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人契約弁護士以外の国選弁護人契約弁護士 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当

日当、宿泊料及び報酬

3 前項第二号に掲げる国選弁護士等契約弁護士が国選弁護士に選任された場合において、訴訟費用の負担を命ずる裁判に同号に定める費用の額が表示されていないときは、刑事訴訟法第百八十八条の規定にかかわらず、執行の指揮をすべき検察官の申立てにより、裁判所がその額を算定する。この場合において、その算定に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4・5 (略)

(国選付添人の報酬等請求権の特則等)

第三十九条の二 国選弁護士等契約弁護士が国選付添人に選任されたときは、少年法第二十二條の三第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、少年法第三十一條の規定の適用については、同条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選付添人に選任されたときは、当該国選付添人に係る当該各号に定める費用も同項の費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護士等契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護士等契約弁護士以外の国選弁護士等契約弁護士 少年法第二十二條の三第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 裁判所は、第一項の場合において、国選付添人に係る費用の額の算定に関し、支援センターに対して必要

、宿泊料及び報酬

3 前項第二号に掲げる国選弁護士等契約弁護士が国選弁護士に選任された場合において、訴訟費用の負担を命ずる裁判に同号に定める費用の額が表示されていないときは、刑事訴訟法第百八十八条の規定にかかわらず、執行の指揮をすべき検察官の申立てにより、裁判所がその額を算定する。この場合において、その算定に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4・5 (略)

(新設)

な協力を求めることができる。

附則

(国有財産の無償使用)

第四条 最高裁判所長官は、第三十条第一項第三号の業務の開始の際現に国選弁護士等の旅費、日当、宿泊料及び報酬の支給に関する事務の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、支援センターの用に供するため、これに無償で使用させることができる。

附則

(国有財産の無償使用)

第四条 最高裁判所長官は、第三十条第一項第三号の業務の開始の際現に国選弁護人の旅費、日当、宿泊料及び報酬の支給に関する事務の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、支援センターの用に供するため、これに無償で使用させることができる。

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

新 条 文

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六條の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があるとき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 五（略）

2 （略）

第二十七条の二 都道府県は、少年法第二十四条第一項又は第二十六条の四第一項の規定により同法第二十四条第一項第二号の保護処分を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行うものを除く。）又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。

2 （略）

旧 条 文

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があるとき、認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 五（略）

2 （略）

第二十七条の二 都道府県は、少年法第二十四条第一項第二号の保護処分の決定を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行うものを除く。）又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。

2 （略）

